
平成20年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成20年12月16日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成20年12月16日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第86号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定
について
- 日程第4 議案第87号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第88号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税
の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第94号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第95号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第96号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第97号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第98号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第99号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第100号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第101号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 陳情第14号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の
存続を求める陳情
- 日程第20 陳情第15号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
- 日程第21 陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する陳

情書

(追加議案)

- 日程第22 発議案第19号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書
- 日程第23 発議案第20号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する意見書
- 日程第24 発議案第21号 選挙事務問題調査特別委員会の設置について
- 日程第25 発議案第22号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第26 発議案第23号 議会における地方行政調査について
- 日程第27 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第28 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第29 議長発議第26号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第30 議長発議第27号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第86号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第87号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第88号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第89号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第90号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第91号 南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第92号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第94号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第95号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第96号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第97号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第15 議案第98号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第99号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第100号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第101号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19 陳情第14号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の
存続を求める陳情
日程第20 陳情第15号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書
日程第21 陳情第16号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する陳
情書

（追加議案）

- 日程第22 発議案第19号 2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書
日程第23 発議案第20号 食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する
意見書
日程第24 発議案第21号 選挙事務問題調査特別委員会の設置について
日程第25 議長不信任による動議
日程第26 発議案第22号 地方行政調査特別委員会の設置について
日程第27 発議案第23号 議会における地方行政調査について
日程第28 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について
日程第29 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について
日程第30 議長発議第26号 閉会中の継続審査の申し出について
日程第31 議長発議第27号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 加 藤 潤君
書記 ————— 田 村 志 乃君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ———— 三 鴨 英 輔君
総務課長 ————— 陶 山 清 孝君 財政室長 ————— 伊 藤 真君
企画政策課長 ————— 三 鴨 義 文君 地域振興統括専門員 ———— 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 米 澤 睦 雄君 町民生活課長 ————— 畠 稔 明君
教育次長 ————— 稲 田 豊君 病院事務部長 ————— 前 田 和 子君
健康福祉課長 ————— 森 岡 重 信君 保健対策専門員 ———— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 滝 山 克 己君 上下水道課長 ————— 松 原 秀 和君
産業課長 ————— 分 倉 善 文君 農業委員会事務局長 ———— 加 藤 晃君
行政改革専門員 ———— 長 尾 健 治君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

10 番、井田章雄君、11 番、足立喜義君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第86号

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議案第86号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第86号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かについて、お聞きいたします。昨日もお聞きしたんですけども、答弁が不十分だったためと私は思いますので、再度お聞きします。

この議案書の8ページに載っております、別表第1、職名がいろいろ載っています。保育士から最後の歴史資料館等学芸員、この中で職員の正職員が何名で、この条項に該当するのが人が何人、今いるのかということをもまず1点と、それから2つ目として第4条に記載されております第4条の2項、競争試験または選考により行うということになっているんですが、これはどういう方法なんでしょうか。競争試験、それと選考なんですけど、このことをもうちょっと説明をいただきたい、これが2つ目です。

それから3点目には、同じく第4条の3項ですね、任命権者の定める期間ということでありましてけれども、これが最低何ぼとかというぐあいになっているんで、例えばでいうと、1カ月の期間でもいいのかどうなのか、そこを、その3点をまずお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。お答えしてまいります。

まず1点目でございますが、今、別表第1の関係でございますけども、保育士でございますけども、正規の人数でございますが、これは4園長を含む27名でございます。

それから非常勤の人数が、看護師1名を含む24名でございます。それから保育所調理員、正

規が4名、非常勤が6名でございます。

それからCATV番組制作員、非常勤が3名でございます。図書館司書、非常勤が2名でございます。学校図書司書は5名でございます。その他につきましては、非常勤職員はゼロでございます。

それから2番目でございますけども、第4条の2番目でございますが、任命、任用の競争試験または選考をどのようにやるかということでございますが、この件につきましては聞き取りをやっておりませんので、議長を介して執行部の方から答弁をお願いしたいと思います。

それから第4条の3項でございますが、これは内容を読んでみますと非常勤職員任命期間が1年を超えない範囲内で、任命権者はそれぞれの期間とし、任命権者が必要だと認めたときは1年を超えない範囲内で更新することができるということでございますので、1カ月ということでございましたが、私はこれは1カ月でもいいんじゃないかというように理解しておりますが、いかがでしょうか。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私は第4条の2項の競争試験または選考により行うというものを、具体的にはどう考えているのかということでございますが、詳細については今後検討していかなくちゃいけません、一般的には競争試験は、論文または作文、またはこれまで経験されたことについて書いていただいて、その方のやる気だとかそういうものを確認することが競争試験に該当するんじゃないかというぐあいに思ってますし、選考はこれはもちろん面接選考だというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今お答えいただきましたということは、1カ月でもよいということです、この第3項。それから第2項は、競争あるいは試験はもちろんその論文というんですか、作文とかそういうことでやっていくということ、それから選考は面接ということで、おおよそ予測はつきました。

それで先ほど委員長言われたことで、空欄になっているところは現在該当者がいないというぐあいに把握してもいいでしょうかということが、再質問の1つ目。

それから2つ目なんですけども、別表に上がってますそれぞれの別表1ですけども、保育士さんは38時間、月額14万9,800円、それから同じ保育士さんの中で38時間未満、有資格者云々というぐあいに金額が上がってます。この時間給とかそういうものは別として、38時間の方で月額が14万9,800円となっておりますが、私は例規集の中で職員の南部町職員の給与

に関する条例ということの、表をこれ見るんですけども、この中でこの金額と同じ地位というんですか、その待遇を受けておられる人のあれは、号数と級で言いますと13号の1級ですね、これが14万9,800円、今の現状の新採用の職員、正職員はどここの項にこの何号の何級に値するのかということ、これをお聞きするんですが、それでもう1点、その中で関連して、当然正職員の場合は年によって昇給というものが図られると思うんですけども、そのことについてこの2点、最初の分の確認を合わせると3点なんですけど、お願いしますので、よろしく。

○議長（石上 良夫君） 総務委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長です。まず一般職の初任給の格付のことを言っておられるんじゃないかと思いますが、20年度の実績でいきますと、大学卒の場合ですけれども、これは1級の21号に該当いたします。それから短大卒が、1級の13号、高卒の場合が1級の5号のようになっております。

それから、38時間の非常勤勤務者の月額のございですが、これは条例で定めておりますので、これは1年間じゃないかと思いますが、この条例が、ですからこれは昇給とかそういうことはこの期間は考えられないというように理解しております。

それからもう1点、何でございましたでしょうか。

○議員（13番 亀尾 共三君） 人数が空欄になっておって……。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） はいはい、済みません。ただいま先ほど申しましたように空欄になっておるところは、現在非常勤職員はゼロだそうですでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第86号に反対いたします。

理由は、今回の条例は人事院事務総長からの通知によって、余りにも今社会的に問題になっていきます公共職場の待遇、臨時職員、非常勤職員の待遇が悪いということが全国的に問題になっているところから、このような動きになっていると。これは社会的要請にこたえたものだというのは、それで条例で整備するという方向では評価できる場所もありますけれども、この今までの待遇が年収にしますと約164万程度のものであったものを、基本給に今の報酬を足しま

しても184万程度の年収になるというふうに私はちょっと計算してみたんですけども、そういう待遇でいいのかという問題があると思います。

年収200万円以下は、ワーキングプアというのが社会的な常識として今共通の認識が広がっていると思います。そういう状況の中で大変大事な仕事をしていただいております、この方々。それで保育士さんは正職員が27名に対して、23人というような状況。今回この条例のもとになっているこの非常勤の採用の規程は、地方公務員法17条に根拠を置いているというふうに聞きました。この地方公務員法17条というのは、職員の職に欠員を生じた場合において任命権者は採用するというような流れになっておりまして、本来欠員の補充の地方公務員法なわけです。

そういうことから考えて、本来これ保育士さんというのは、保育園を運営するために常時いなければならない、定員に入れなければならないのが本来の姿なんですよ。そういう状況の方々を、そして保育園に限らずいろんな非常勤職場、専門性を持った方々ばかりです。そういう方々の待遇がこういう状況でいいのか、この条例を制定しますと昇給も今の中ではないでしょうね、そういう規定もありませんし、そういう状況を考えますと私は一定の改善は認めますけれども、こういう給与の状況というのは大変南部町の発展にとってよくないと思います。

というのは、私、保育園の職場のことについては、本当に南部町の将来を担う子供さんたちをはぐくみ育てる重要な仕事です。そのほかの方々もそれぞれの専門的なところで頑張っていたかなければならない、本当に大事な方々の待遇をこのような水準でいいというわけにはいかないということから、反対をいたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私は、この議案第86号に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

この今回の規則から条例に変わるということもございますし、また南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の現在の条例の中で欠点がありました手当、通勤手当とかそれから期末手当、時間外勤務手当の相当額の支給もされるということになっております。

これは該当職員の労働条件が整備されるということもございまして、今までの問題点の解決によって職員の処遇改善がなされ、職員のやる気の向上、ひいては職場内の環境改善にもつながると思う点から、ひとつ賛成でございます。

それから、先ほど反対討論のありました評価ができるということもございましたので、評価ができるということは、やはり今までよりは改善をされていっているというふうに思っておられる

と思います。やはり一つ一つ改善をしていきながら、処遇等についてもどんどん高めていくということも必要ではないかと思います。今この地方行政改革をしなければならない、こういったときに一度に改革を進めていくというのは大変難しい、町民の方にも理解もしていただけない状態ではないかと思っておりますので、まずできるところから一つずつ改善をしていくということが必要ではないかと思い、賛成の答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） まだ、反対が……。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は議案第86号、この議案に対する反対の立場で討論いたします。

先ほど賛成者の中であつたんですけども、規則に変わって条例になったということですね。確かに規則から条例に変わりました。このことは裏を返せば、先ほども反対討論であつたんですけど、植田議員から人数を聞きましたね、正と、それからそれでない臨時あるいは非常勤の職員、これが保育士の場合、27対24なんですよ、看護師さん1人含みますけどね。しかし、これ異常なんですよ。今までは規則でパートだとかあるいは臨時でやつたんですけども、この条例ができたということによって、これでもう間に合わせというんですか、これが通常の形になってしまうという、非常に危険な状況が私は裏側にあると思うんです。実際にここに職場に勤めておられる方に聞きますと、本当に正職員と同じ仕事をしておって、その中でこのような待遇を受けるとということについては、十分ではなくて非常に怒りというかまではいきませんが、本当におかしなことだと言っておられるんですよ。

だからこの条例を定めることによって、もちろん国からの方針もあるんですけど、これによってこれで道を開くというようなことには到底なり得ない、このように考えるわけなんです。この条例ができたことによって期末手当だとかあるいは通勤手当の上乗せはありました。しかし、これで十分であるとはもちろん言えるものではありません。

この給料の別表の第1を見ますと、依然として冷遇というんですか、低い水準で雇用を図るといような、むしろやっぱり役所は今のこういう状況を改善する立場でいくのが当然なんですけども、これに水をかけるという状況だと思うんです。

ですから、この条例をつくったがために、これでいくんだという、そういう方向が十分裏返しであるということをかながみて、私はこの議案に対して反対するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案86号について、賛成いたします。

今お二方の反対討論がありますし、1番議員の板井議員もるる述べられました。賛成討論されました。ならばこれを反対した、この条例を反対するということは、これをもとに戻せということですよ。今まであなた方が常に言っておられました非常勤職員のワーキングプアとかこれらを改善せと何回もこの議会で言われた問題でございますが、これに反対するということはもとのまんまでいいということでございますよ。そういう条例が今回議会に出ているんですよ、それをなぜ反対されるんですか、一つ一つやればいいじゃないですか。板井議員がちゃんときちっと言われました、そのように。

ならば反対する理由の一つもない、今回によって、今までこの南部町の非常勤職員は他町と比べて若干いい方でございます。今回このように通勤手当も出、また期末手当が出る、そのような民間ではございません、そのような処遇をされているところは。それをあえて二方が共産党さんの議員が反対すること自体、私はまだ非常勤職員に冷遇させろということかと憤りを感じまして、今回に関しては、これは早いこと認めるべきだと思います。賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第87号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第87号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第87号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

この87号の中で、第2条について聞くんですが、この中で高度な専門的な知識とか、あるいは識見を有する者というぐあいになっているんですね。任期を定めるといふぐあいになっているんですよ。理由はどういうことかといいますと、1の中に書いてありますけども、専門的なことの育成に相当の期間を要するということが上がっているんですよ。もちろん専門的なことのためにはそれなりの期間があって、きのうまで何にも知らなかったけど、きょうから高度なそういうことができるというわけではないと思うんですが、それはわかるんですけども、でも先ほどの86号の中でも、例えていうと保育士さんとか図書館の司書、これも専門的なやっぱり資格というんですか、それが要ってなっていると思うんですよ。そこら辺をどう区別されるのか、この条例、前86号と87号との違いですね。

それでもう1点は、定義として聞くんですけども、短時間職員とありますね、この短時間職員というのは、非常勤とそれから臨時職員との期間の問題でどれだけ違うのかということ、これも2つ目でお聞きしたいんですよ。

それから第7条で、待遇ですね、これについては別に定める給与を支給する、こうなっておるんですけども、その表というんですか、それはどういうものであるかということ。

この3点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず、この86号と87号の違いでございまして、これは当然条例の内容を見ますと、まず趣旨がもう全然違うということございまして。それと条例の中身を読んでいただきますと、違うということで、まずこれが1点ございまして。

それと高度な専門的な知識、経験またはすぐれた識見をということでございまして、この87号につきましては初日の説明がありましたように、任期付きの職員を一般職の任期付きの職員を採用する場合には、国家資格を持っている方とか、それから専門的なスペシャリストの方を対象にしようというのを答弁されました。

内容を見てみますと、まず第3条に上がっておりますけども、2つほど上がっておりますけども一定期間内に就労することが見込まれる業務、これは重要な高度な専門的知識の必要な方の事業というふうに私は理解しておりますけども、公務の能率的運用を確保するためにそういう方を採用すると。

それから2番目に、一定期間に限り業務量の増加が見込める業務、これいろいろあると思いますが、やはりこういう国家資格を持った方とか専門的なスペシャリストの方を採用して業務の進行を図るといことだろうと私は思っております。

それと3つ目には、87号は育児休業に似た対応をするということの初日答弁がございました。これは最長3年ということでございます。これは大事な幼児さんを預かるわけですから、資格のない方とかやっぱりそれだけの、どういうんですか能力、能力いんでしょうか、そういうものがなければ、大事な幼児さんを預かっていくわけですから、やはりそういう国家資格を持っている方とか、専門的なそういうスペシャリストの方をお願い、採用条件とするのが当たり前じゃないでしょうかということでございます。

それから、まだありましたですかいね……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 短時間職員というのは定義、短時間とはどういうことか。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 短時間。ちょっとよく……。何条ですかいね。（「4条」と呼ぶ者あり）あっ、4条でございますね。これ見ますと短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということでございますね。

議長、これについてはちょっと執行部の方より答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点、給与は別に定めるとなっていますが、これは……。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） これについても、一緒にちょっとお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請でありますので、執行部の方から答弁お願いたします。

総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。この南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例と、先ほど可決いただきました86号、非常勤職員、何が違うのかということなんです。

簡単に申しますと、これは一般職の常勤職員でございます。先ほどのは非常勤職員の採用を定める条例を採用いただきました。これは一般職の常勤職員、一般職の中でのここに定めておる定数内の職員かつ期間が限定されるだけで、全く地方公務員の一般職と条件は全く同じでございます。

ですから、一般職の中の常勤と非常勤を分けたものだというぐあいに御理解いただければということです。以上でございます。

申しわけない、もう1点ございました。給与表の適用も、したがいまして一般職と同じでござ

います。前歴換算等行いまして、算定するということになると思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） まだちょっとわからんところがあるんで聞くんですけど、先ほど委員長は育児休暇、休業について保育士ということがあったんですけども、これも、ということは臨時職員、非常勤ですね、職員と違って一般職でこれを一定期間やるということなんですか。この使い方がようわからんのですわ。本来なら、使われるのは86号よりの条例でやられるんじゃないかと思うんですけども、87号でも適用せざるを得ないというようなことが、どこで区別されるのかということが1点と。それともう1点は、専門的なことが、例えば今までは事業の設計だとか、あるいは測量だというのは、これは高度な技術も必要とされるので、それは今までコンサルタント、いわゆるコンサルにお願いしてやっておられたというんですけども、そういうものもすべて、これからこういうぐあいになるのかということ。この2点についてお聞きしますが、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど執行部の方から答弁がございましたように、第87号の議案でございますけども、これ一般職と同じような同等ということでございましたので、この育児休業される方、正職員に該当するんじゃないかと思えます。86号の分を見ますと、この保育士の中に非常勤職員は週38時間、月額14万9,800円というふうになっておりまして、また週38時間未満の方で有資格者、無資格者ということで時間額が載っておりますけども、そういうことで87号の場合は一般職の任期つき職員の採用等に関する条例でございますので、それとやはり専門的な知識、経験またはすぐれた識見を持った方ということでございますので、やはりそういう国家資格を持った方とか、そういう専門的なスペシャリストの方で対応するというのではなかろうかというふうに私は理解いたしております。

それから、何でしたかいね。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁なってない。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） どのように答弁がなっていないのでしょうか。

○議員（13番 亀尾 共三君） 87……。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） もう一度、なってなければどういうことを聞きたいのか、もうちょっとはっきり言ってください。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前9時35分休憩

午前9時37分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ちょっと私理解ができませんので、この点につきましては、議長を介して執行部の方から答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請ですので、再度お願いいたします。

総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、この第1条でございますとおり、現在御審議いただいていますこの条例は、平成14年に国の法律改正によってできたものでございます。

要点は3点ございます。まず第2条でございます、第2条1項でございますが、これは先ほどから出てますスペシャリストでございます。保育士、保健師ではなくて、ここでも条例提案のときに申しましたとおり、この近隣の例、近隣の例を申し上げますと企業誘致のスペシャリスト、貿易関係のスペシャリスト、それから産業育成のスペシャリスト、農業関係もあるかもしれません。そういう方を期間を限定して雇っていただいて、町の施策を一気に進展させるというようなことで使っておられるところがあります。こういうときにこの2条の1項が使われるというぐあいになります。2条の2項は専門的な知識を有する職員。これがいわゆる国家資格の職員だと思います。保健師さんを今限定しますし、広く解釈すれば当然保育士さん等も入ってくるんじゃないかと思います。第3条に該当しますが、これが一般職でございます。緊急課題として、短期間、3年間ぐらいの間、一定の期間が終了する見込みがある業務、これ1号に書いてございます。2号は短期間の中で、業務が一気に膨れ上がるような業務、こういう場合に任期を定めて一般職の職員を採用し、定数の中に入れるという考え方がそうでございます。

このように考えた場合に、現実これをどう利用するのかという御質問でございました。ここでも御説明しましたように、南部町の保健師さんは今出産をこれから期間を迎えるというぐあいになります。しかし保健師を急々に、育休、産休になったということで、急遽何というんですか、お手伝いいただくということは非常に困難な状態です。したがって、一定の期間そういう方を目星をつけといて、そういうことに備えるということをしめせんと、業務が一気に停滞してしまうということになるというぐあいに思います。そういうことに、一般的には他町村では使って

おりますので、南部町で想定しますと、そういうことになるというぐあいに思います。

それから、保育士のことをおっしゃられました。臨時的任用の職員とそれからこういう一般職の職員、期間ですね。これについても具体的には今申し上げる段階にはありませんけれども、例えばその育休の中の担任をしておられる正職員等の場合、期間を定めて、もしかしたらそういうことも可能かもしれませんが、現時点では実態としてございません。しかし今後、そういう実態があればそういうことの検討も必要かもしれません。

それから、一般職の場合も同じことでございます。短時間で3歳までは育児休業ができますし、就学前までは自分が選考によって短時間勤務が可能になる法律が動いております。その短時間の勤務、月、水、金は勤務するけれども、火、木はお休みするというように選考したときに、その業務をだれがサポートするかということ、ある一定の期間サポートするような職員が必要だろうというぐあいにも思います。そういう部分で定数内の職員補強にこの条例を使いたいというぐあいに考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点だけ、よろしいですか。いわゆる専門職は今までコンサルなんか頼んでいたけど、これはどうするの。それは言われんの。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。今の中ではできるだけそういう技術で、外注ができるものは外注していくというスタイルに、変わりませんので変わらないというぐあいに認識しております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案87号に反対いたします。

この議案は、先ほどから一般職の問題で、専門性のある職員を期間を定めて採用するというところもあるんですけども、それ以外に町の政策を一気に進展させるために民間からの人材登用、期間を定めて人材登用するという側面があります。このことが専門的に研究されている方々の意見を聞いてみますと、地方公共団体がある政策をやっていくというところに、民間の人材を入れ

ていく、そこの採用の問題一つあるんです。

ここで採用する規定は、選考によって採用するというふうになっていますけども、その採用の基準が結局、町長が認めれば採用できるということになるわけですね。民間からの人材というのが、その地方公共団体のやる政策を実行する場合に、いろいろな問題が指摘されています。公平性だとかその行政の手法についていろいろ地方公共団体がその公共性とか公平性とかを確保するというところで、民間の手法と随分違う視点を持っておられますので、そういうことは町の政策を遂行するときに必ずしもいい影響を与えないという弊害も出ているというふうに聞いておまして、それと採用が町長が認めれば採用できるというような採用のされ方が、情実人事という、結局、町長が認めれば何でもオーケーというようなことの弊害、それも指摘されておまして、地方公共団体、町長はよく町には人材がないと、いろんなことをやるのにノウハウがないというようなことをよく言われるんですけども、私は人材を町から育成していくことなしに町の発展はないと思うんですよ。いろいろな調査研究をするときにいろいろな勉強は、研修はするべきだと思いますけれども、一気にその町長の一定の政策遂行のために人材を外から入れていくことに対しては、いろいろ問題があるということを指摘いたしまして、私は人材確保は町内の人材を育てることが第一だということを主張いたしまして、反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 何か今の反対討論は、全局的を得ていないような感じでございます。今の分については、一般職の任期付きの職員の採用等ということで、しっかり執行部からの説明がございました。まず南部町では実態がないが、そういうおそれもあると、これからそういうことも出てくると。その中にはやはり南部町から人材を求める、それが普通だと、それは当たり前のことでありまして、ほかから求めるという気はまずはないわけで、最初はそういう形でやっていきますよ、もちろん。それでおってまだ何か足りない、まだもっと違うところの部分で絶対該当者がいないというところで、これはしなければいけないというような政策があれば、やはりそういう人材を登用するというのは当たり前のことでありまして、わざわざできない人を南部町から登用するということもできませんので、やはりそういう不測の事態のときにはそういうふうになるというふうに思いますし、当然その範囲内での執行があって、この法律の範囲内で定数内、一般職の定数内ということも条件の中に入っておりますので、当然反対すべきものでもないし、これから町が発展する部分においてそういう事態も起きてくるかもしれませんし、条例のこういう採用に関する条例は賛成すべきというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 87 号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 88 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 5、議案第 88 号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第 88 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1 点だけ確認です。8 時間を 7 時間 45 分に改めるわけなんですけども、今の行政側の住民サービスが変わらない。つまり住民サービスの低下は起こらないというぐあいに理解していいでしょうか。その 1 点だけです。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。初日の日に執行部から説明がありましたように、サービスは変わりません。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 討論もないと思いますので、討論を省略して採決に入ります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第89号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第89号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第89号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議案書の17ページを見ますと、第2条中ということでこの日にちが年月日が記入してあります。平成20年3月31日を平成21年12月31日に改めるといふぐあいになっているんですけども、これですね、3月31日までということになると4月から今日まで空白というぐあいに理解、私するんですが、それで該当がなかったからいいんですけども、たしか初日で現在2件該当があるというようなことをおっしゃったと思うんですよ。

そうするとこの日にちの空白期間というのは、どういうぐあいに理解するのがいいのかなというぐあいに思っているところなんです、それについて御説明お願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。私は初日の話を聞いておりますと、今、亀尾議員がこの平成20年3月31日から平成21年12月31日は空白があるではないかということですが、この点については聞き取りはやっておりませんので執行部の方より議長を介して答弁をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請でありますので、税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。あの初日のときに2件と言っておりますが、この申請は、これは平成20年3月31日以前に申請がなされておりますので、有効でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 大変申しわけありません。私もこれは条例をひもといってみてないんで、確認なんですけども、つまり申請をした時点から、そこで発生して後はいいというぐあいに理解する。私ね、この期間にずっとあの固定資産税の免除が、つまりいえば4月1日から今日これが成立するまでは空白になるんで、その間は免除の対象にならないのではないかというぐあいに理解しとったんですけど、結局届け出、申請されてそれが受理されたら、ずっとその3年間ですか、3年間は有効であるというぐあいに、その届け出から3年間はもういいですよと、認めますよというぐあいに、そういうぐあいに理解すべきでしょうかということ、もう1点、確認ですが。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） この条例も、もとの旧条例で平成20年3月31日までの間というのは、これは最初の届け出の日時でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論も省略して採決に入ります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第90号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第90号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第90号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第90号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第91号

○議長（石上 良夫君） 日程第8、議案第91号、南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第91号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第91号、南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第92号

○議長（石上 良夫君） 日程第9、議案第92号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。この議案第92号は、民生常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第92号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第93号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第93号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第93号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） 質疑はございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この93号について、お聞きしたいことがあるんです。でですね、私、初日の開会の日にもこの一番最初議案が出たのは、これ1枚が出ていたんでもっと詳しい内容を資料として出していただくようにということをお願いしたわけなんです。

なぜそのようなことを要求したかといいますと、指定管理の手続等に関する条例というのがこの例規集に載っております、そこを見ますと事業計画書だとかあるいは収支予算書、その他の定める書類を添付しなければならないということがあったものですから、そのことを要求しました。しかも、もう一つは審査委員会だったかな、というので、そこで審査によってここに提案されているということなんです。そこの選挙の過程について、選定されたことについてもよく

出してほしいということでお願いしまして、1枚物が報告書が出たんですけどもね、これではよくわからないんですよ。一つは収支の答えとかそういうもんがわからなくて、閲覧資料もあるんですけども、これでも収支について若干載ってますよ、収入が幾らあったとか出たとかあるんですけども、しかしその中で例えて言うと人件費が総額が載っておりますが、その中でどのような規定をされてるのか。

例えて言いますと、これ個人情報ですから、そこで働いておられる方、だれだれさんが何ぼだというようなことは当然聞くことはできませんけども、例えて言うと町ではありますね、この給与表とかね。そういうのがどういう状況になってるかということ、せめてそれぐらいはやっていただきたいというぐあいに資料を求めているんですよ。

これは出された閲覧の分で見ますと、例えて言うとゆうらくの職員は全部、出てるのは101人なんですよ。その中で人件費の総額が2億8,393万2,000円と載ってますけども、これはどのようなぐあいになってるものかということがわからないわけなんですよ。そういうようなこともやはり知らせていただきたい。なぜそういうことが言いますかといいますと、随分昔ですけど町直営でやってたときに経営がえらいと、経営の問題であるということで県から譲り受けた中でしばらくやってたんですけども、待遇が落とされてきてるんですよ。それで、しかもその上に今度指定管理にされた中で内容が全くわからなくなってるんでそういう状況、やはり責任のあるというぐあいに議会として思うわけなんですよ。

ですから、そういう中でやっぱりもっと詳しい資料を出していただきたいということを要求してやってるんですけども、これだけしか出てないんですよ。それで聞きますと総務委員会では結構分厚い内容のものが提出されたというんですよ。その中で回収されたということなんですけども、プライベートなことが載ってたので回収された。それ以外のことはやはりここに出していただけないと、審査する段階でね。妥当かどうかという判断が非常に難しいわけなんですよ。ですからそのことについて、どうなのかということをもう一度審査に対する保証ですね。そのことを、担保することを要求するんですが、どうでしょうかということ。

それから、新たにどれだけの契約金額を要求されているのかということ。これも全然わからんわけですね。ちなみに今度カントリーパーク、管理料ですね、これが21年、22年は1,087万9,500円となっておりますね。ところが23年は1,094万2,500円となっております。そういう中でどのようにこれが算出されているのか。現在とどのように違うのかというようなことも対比表も出してほしいし、それから使用料が21年から23年、これ3年間で使用料の収入予定が180万となっております。その入ったお金もどういう流れをするのかということ。

これもお聞きするんですが、どうなんでしょうかということ。

それからもう1点は、3年からと5年とが分けてありますね。初日では、いろいろ言われました経営のノウハウがどうだとか、あるいは短期間にそこに対応できるような体制ができないということだったんですけども、ほかのところ、しあわせだとかあるいはほかのところもそのようなぐあいに、どこがどう違うのかということはこの点についてもお聞きするんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。初日にも説明がありましたように、まず一つ一つちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、長々と話されますもんですから、何を問われるのか私はさっぱりわかりませんので、一つ一つちょっと説明をしてまいります。

まず、この指定管理者を指定するというは、公募による指名指定というのがございまして、行財政運営審議会から答申が出るとするのは御存じだと思いますが、この中にまず指定管理の期間について基本的な考え方、それから指名指定公募の考え方というのが答申しとられまして、これに基づいて今の選定委員会ちゅうのがございます。これには福祉、教育、産業と3部門に分かれております。その指定するものによって、福祉、教育、産業が選定委員会として選定をされるわけでございますけれども、今資料をあれ出せこれ出せ言われましたですけど、総務常任委員会でも初日に説明を受け、そして委員の意見もとりました。

それでまだ植田議員から要求がありまして、それで委員長判断、また議長の意見を聞きながら常任委員会の2日目の予定を変更しまして、時間を、計画を変更しまして、そのときに執行部の方より今の指定になっております、今回上程されております企業、会社等の内容等の資料を、分厚いものでした。それを各委員に1冊ずつ配付していただきました。それに基づいて説明を受けながらやった経過がございます。その後に植田議員から持って帰られないかとか、いろんな要求がありました。しかし、それはだめだと、企業秘密のこともあるからだめだと。この役場の中で、事務局の中で閲覧していただきたいということを申し上げました。それは納得していただきまして、植田議員も委員会が終わってから目を通していただいております。

そういうことで植田議員は理解しとられると思うんですよ。勉強しておられますから……（発言する者あり）いやいやいやいや、全部これは今言われたの全部含まれるんですよ。何かわからん、何問うとられるのか、私も回転が悪いものですからわかりません。ですから、今までの経過を説明して、同僚議員の植田議員はそういうことは理解しとられると思うんですね。それと今の初めに出しました指定管理公募の選定について、カントリーパーク、それから南部町野球場及び

運動場、それから東長田山村広場及び東長田山村交流施設、これは公募でございますけど、これも何でこれを理解ができんでしょうかね。

これは教育委員会の、さっき言いましたように福祉部門、教育部門、産業部門から選定委員会ができておるわけですね。その教育委員会の考え方というのは出とるわけですから、これが理解できんということは、平行線になると思いますよ……（「議長、質問されたことに答弁してもらようにしてください」と呼ぶ者あり）いや、だからやっぱり話をしとかないと、経過を説明しとかないと話が前に進んでいかんと思いますよ。（発言する者あり）

ですから、もう一度ちょっと端的に、今の何を聞きたいのか、ちょっともう一度お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど言いましたように、今の行財政運営審議会から答申が出ております。これを見ますと3年間の指定管理の期間が適当という項目がございまして、まず、社会情勢や経営環境の変化などにより、比較的短い期間で指定管理の形態を見直す必要があるものということがうたっております。

それから、5年間の指定管理期間が適当という文言がございまして、これは3つありまして、指定管理を受ける団体の経営状態が比較的安定していること。2つ目、経営環境として大きな変動はないこと。3つ目に、初期投資を行う必要がある団体にとっては、投資を回収する一定の期間が必要であるというこの3つの答申が出とるんですね。

それでそれ以外のもので3項目あります。それはまず1つ、指定を受ける側は3年では経営の戦略も練りにくいと。長期的な視野に立っていくべき。それから2つ目が、県が先行して期間を延長する指定管理者を今ふやしつつあるということもございまして。それから3つ目、福祉業界は今後縮小していく可能性がない。やはり高齢化社会、これから団塊の世代になっていきますので、やはりこういう福祉業界はこれからますます大変になってくると思うんです。

そういうことで一応答申が出て、これに基づいて今の言ったとおり3部門、福祉、教育、産業とあるわけです。この中に選考委員がそれぞれあります。ちょっと参考ですから言っておきます。

福祉部門でございます。これは健康福祉課長が委員でございます。それからいこい荘、しあわせの利用者の代表の方、それからしあわせの利用者の方、代表ですね。それからゆうらく入居者家族の代表の方というのが決まっております。それから教育の方の部門でございますけども、これは教育次長でございます。それから早起き野球連盟ですね、これも皆さん、野球やられる方は御存じだと思いますけども、この代表の方。それから米子ビクターズ、これは少年野球の硬式の分ですね、これは野球やってる方わかっておりますけども、ここの代表。それから有識者の島根大学の代表ということになる。それから産業部門ですね、産業課長、それから南さいはく地域振興協議会会長、それから米子農業改良普及所の代表の方、それから南部町観光協会の会長いうふうにご選定委員が決まっております。

以上であります。今の件につきましては、以上のお答えとします。

○議員（13番 亀尾 共三君） まだもう1点あります。金額提示がわかりません。

○議長（石上 良夫君） 総常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。この件につきまして私はこのように理解しとるんですが、初日のときの説明で、まずこの上程された議案が可決した後に正式な契約に入るということでございますので、これがまだ次の段階だというふうに私は理解しておりますが、間違っていましたら、議長を介して執行部の方から答弁をお願いいたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再質問します。

先ほどいわゆる指定が決まった審査会の中の福祉、それから教育、産業の中でやっていって、決まった根拠としていわゆる言われました。それでその中で5年と3年の違いが言われました。3つ上げられましたね。1つは安定してること、それから変動に耐えられるのか、それから初期投資ですね。これで私が思うのは産業のところありますね、農産物直売だとか、野の花とかバーベキューあります。それから教育関係ではカントリーがありますね。

その中で福祉の関係でしあわせは3年、ゆうらく、それから自立支援訓練センター、老人いこいの家がこれが5年なんです。どこがその安定がなぜ3年やったのか、その中身がよくわかんんです。みんな同じ感じでしょう、福祉の関係で。初期投資もあれだし、ようわからんです。3年と5年の、どうしてこれ分けられたのかということが私はちょっと理解できんことなんです。

もう1点なんですけども、金額提示はこれは一応指定を今議会で決定して、後の契約ですね、

それについては後の問題だと言われるんですけども、少なくとも今現状はこれだけの金額で契約しておりますと。新たに契約更改のときにこれだけの金額提示がありますということは出すべきなんですよ。そうでないと、ここで決めたんだけれども後はどういう契約になろうともそれは構いませんよということではちょっとおかしいじゃないですか。例えて言うと、ほかの事業なんかは予算書に上がってくるんですよ。どこの水道工事でも建設工事でもどこが契約先かわからんでも金額の提示で承認されて出るんですよ。今回金額の承認はないとしても、しかしどれだけの希望をされてるか、それを提示すべきじゃありませんか、私はそう思うんですよ。そのことをお聞きするんですよ。

それともう1点、カントリーパークを今度受けるところは現在はこの状況なんですけど、全く新しいところなんです。TKSSですか、もしこれが指定を受けた場合に、今までとお金の流れ、お金の流れというのはどういうことかといいますと、使用料が入ってきた分をどのように管理をしてどうするのかということも、もう一度説明をお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長です。議長を介して執行部の方から答弁をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要請です。

行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。まず、1点目のお尋ねでございます。

社会福祉協議会が所管します、しあわせ、これは指定管理期間3年という提案をさせていただいております。ゆうらく、5年であります。ゆうらくについての安定性というようなお話、先ほど委員長の方からございました。5年という提案をさせていただいております。しあわせの3年につきましては、実はこれは管理をさせていただいております社会福祉協議会さんの御意向を多分に反映したものでございます。社会福祉協議会さんからの提案の中には、今後地域で実施されているスポーツ活動とのつながりを深め、そして総合型のスポーツクラブの設立の支援を推進していくというような、社会福祉協議会としても形態のあり方を少し今と違う方向に持っていかれようとしておられます。そのあたりで5年といいますと、5年同じ状態ですっといかなくてはいけないということで、3年で一つのめどとしてスポーツと、それから福祉活動を融合させたようなスタイルを模索しておられますので、その期間が3年という御意向もございまして、今回の提案

に至ったような次第でございます。

それから2点目ですが、金額の積算でございましたか、内容でございましたか。議会の方で閲覧いただいております資料に各団体の積算、こういうふうな積算をして指定管理の申請をいたしますということで申請が出ておりますので、細かいところはそちらをごらんいただきたいと存じます。

カントリーパークにつきましてのお金の流れでございますけども、基本的に利用料は指定管理を受けた団体に入ってくるという流れになる予定でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

反対討論から許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第93号ですけど反対いたします。

まず、先ほどの委員長答弁の中で、私が資料提供を閲覧でいいとかそういうことを言っていないよ。私はちゃんと議員に配付するべきだということを言ったわけです。それを委員長が認められなかったこういう結果になっているということが事実でありまして、私は指定管理の条例に定めてある文書については配付すべきだということを言っておきます。

それでその中で民間の提案の知的所有権の問題だとか、民間の経営の状態だとか、そういうことは閲覧でいいだろうと私も思います。それはいいですけども、それ以外の分については何ら公開して不都合はないと思うわけでありまして、その資料提供をまずするべきだということを言っておきます。

そして、今回の指定管理の議案ですけども、カントリーパークにこれまで直営であったものを民間企業が指定管理を受けるという提案ですけども、このことについては西伯給食センターが民間に委託したということと同じような問題があると思っています。今まで直営でやってきた業務を営利を目的とした民間企業に運営させるという問題は、公の公共サービスをしなければいけない公共団体の仕事として大変注意をしなければいけません。そういう問題があります。

そして、使用料収入はその指定を受けた企業が受け取るということですけども、そのことによって指定管理のあり方についてさまざま問題が発生するのではないかという懸念も持っていますけれども、具体的にこの現行の経費の資料いただいておりますけれども、直営でやったときよりも

増額になっていますね。それで増額にして今回直営でやっている場合、担当職員がそこに行かなくても済むというような経費の節減というか、職員の業務が軽減されるというようなこと、入っておられますけれども、私は町が指定管理をしたといえども最終的には責任を負っているわけですね。指定管理をさせても最終的には町が責任を負っているわけです。そういうところに全く民間に全面的に責任を負わすことはできないわけですね。そこで自治体としての最終的な管理という業務は絶対外せないわけです。そして民間が指定管理をした場合の問題は、プールの事故とかありましたね、以前にもね。民間が管理して何かあった場合に、結局は最終責任は行政が負うわけです。民間企業は営利を目的としていますから、今までここで働いておられた方々というのはその待遇が保証されるかどうかという問題も今現在指定管理をした段階では一定のことを言ってくるかもしれませんが、今後どうなるかはその保証はありません。そういういろいろな問題を含んでいます。

そういうことから今まで何の問題もなかった、そしていい状態で管理されていたカントリーパークをこういう形で民間に指定管理をさせるということは問題だというのが1点です。

それから、これは反対理由ではないんですけども、言っておかなければならないことがあります。それはゆうらく、今回の選挙をゆうらくの職員がやっていたということをおられる方があります。それから……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、議案に関係のないことはやめてください。

○議員（4番 植田 均君） 決算資料についても結局閲覧の文書からも外された。それから……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、発言をとめますよ。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何で。ゆうらく載ってるじゃない、この中に、一覧表に。

○議員（4番 植田 均君） 私はさまざまその不透明な状況を改善されることを申し添えて、この議案に対して反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 先ほどいろいろと関係のないことまで言って反対されましたが、まず資料提供がなされないということですが、資料提供を全員にしろということをいつも言われますけども、まず今回の分について資料提供がありました。しかしながらその資料というものはすごく膨大なものでして、100ページ以上にわたるものを全員議員に渡すというのは非常に執行部としても困難ですし、いわゆる経費のむだ遣いというふうに当然思います。いつも言われる

部分が何か自分たち、要請は何でも通ると思っていらっしゃるかもしれませんが、経費の削減はあって、やれ閲覧に供して当然いいわけでありまして、私は要らないと言いましたけども、全員に配るといような話もありました。それは欲しければあなた方がもらえばいいことでありまして、私たちはいわゆる閲覧で結構だと。私たちはとは言いませんが、私は閲覧で結構だということを書いておりました。

それに一般競争入札ということをいつも言っておられるあなた方が、この指定管理、公募がありまして1社だったということがあるわけですよ。いわゆる公募も一般公募ですからあっていいわけですが、1社しかなかったというところからすれば、当然ここにその権利が発生するということでありまして、指定管理となる団体に1社しかなかったということになれば、そういうことになると思います。東長田については3件あったということですが、それと今のことから言いますと、一般競争入札で安いところがいい安いところがいいと言いながら、指定管理になったら、逆に言うと人件費がどうの云々という話が出てきます。やはりいずれすべての業種は人件費が絡んできて給食センターもしかりですし、例えばゆうらくもそうですし、ここに出てる分は全部人件費と経費の関係であります。その比率の違いがあるだけのことであって、ならこれも全部一般競争入札するのかという話になってくるわけです。

したがって、先ほども委員長が言われましたけども、こういう指名指定に係る分で6件ですか、それで公募が3件ということで、当然各部門別に分かれて選定をされてこういう形態を出されてきたわけでありまして、金額云々の部分はやはり今までの経費と見比べた部分で公正な観点に立ってやられておられるわけで、それは当然そういう責務があるのでやっておられると思いますし、そういうふう聞いております。

また、社協の分も言われましたけども、社協は指名指定で5年と同じではないかと、3年というのはどうなのかという亀尾議員の質問にもありましたけども、これは先ほど話がありました。

いずれとっても当然いわゆる議決をして、歩み出すという部分の議案だというふうに思っております。よって、賛成といたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はこの議案第93号に反対するものであります。

理由は先ほど賛成討論の中でありましたけども、資料提供を非常に経費のむだ遣いのようなと言われるんですけども、私たちここの議会に送り出してもらってるのは住民の負託を受けて出てるわけです。何が一番仕事をやるべきかということは行政の政策、それから予算の執行についてです。お金の執行についてチェックするということが、これが一番の私たちに課せられた仕事な

んですよ。そういう中できちんと説明責任を受けるということは当然ではないでしょうか。だから資料の要求をするんであって、別に金をいっぱいためるためにそういうことをやってるわけじゃないということをもまず申し上げます。

それから、先ほど質問の中でも触れたんですけども、質疑の中でも触れたんですが、この指定はいわゆる審査会の中で出されてこの企業というんですか、いろんな団体が上がってるということなんですが、だけでもいわゆる管理料ですね、これが少なくとも提示されるべきでないかと言ったんですけども、行政側の責任ではちゃんと収支予算書で上がってるということで、これをそのまま理解すると本当にこれでいいだろうかというぐあいに思うんです。

一つは、総合福祉センターしあわせですね。ことしの当初予算では、福祉センターの指定管理料で3,099万9,000円上がってます。この予算書を見ますと受託金収入ということで2,120万8,000円なんですよ。約1,000万からこれ違うんですけど、こんだけ削減されたことでやれるのかどうかということを非常に疑問を感じるんです。別に私は安い方がいいと思いますよ。ですけども、これが果たしてこのようなことでやられるのか。だから少なくともこれにあわせて団体を指定されたら、合わせて幾らの要求をされているのか、見積もりはされているのかということも正式に出すべきではないでしょうか。私は理解するのは総合しあわせの中で2,102万8,000円が受託金と出ておりますね、契約これでなったらいいんですが、これよりふえたということになれば、この段階で先ほど執行部の中には説明があり、これで予算書だということですが、これよりふえとるということになれば当然受けることもできませんよ。だから私は今回のこの議案書の中の提案については非常に理解ができないという、こういう感じでこういうぐあいに判断して反対するものです。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第93号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時55分です。

午前10時35分休憩

午前10時55分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第11 議案第94号

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第94号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第94号は総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般会計補正予算の16ページ、社会福祉総務費の20節、扶助費。原油高騰対策灯油購入費助成ですけれども、これ初日の議案説明のときに昨年の対象者を今回減らされました。その対象を減らされた理由と、それから国からこの助成に対しては補助がありますが、この町が予算したものの半分が国から助成されるというふうに私考えていますが、それで間違いないかということで、それと今回対象者を減らしてこの対策費用の全体が大変減らされていますけれども、原油高騰対策という意味からいいますとなかなか難しい面もありますけれども、町が独自にこの積算の基準を変更しても国の助成は受けられるというふうに私は考えるわけですけれども、なぜそうしなかったのかということについて委員会での審査の内容と、できましてら執行部の方から、もし不十分なところがあったら御答弁いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議長を介して民生常任委員長より答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。先ほどおっしゃいました中で、植田議員の質問に対してお答えしてまいります。

最初に国の補助があったと思うがというふうにおっしゃいました。確かに前年度は後から交付

金として2分の1いただいたというふうに聞いておりますが、今年度に関しましてはまだそのようなことは何も決定になっておらず、先行きは全くわかっておりませんということでございます。

昨年度と今年度は状況的に非常に違っております。対象者が非常に少なくなったということな
んでございますけれども、この非課税世帯ということで前年度はいきましたが今年度はさまざま
な方のさまざまな御意見がありました。そういう中を勘案いたしまして、近隣町村との状況も参
考にしながらよりよい格好でいきたいということで、まだこれは交付するとは決まっておられ
ません。枠を確保しておかなければ、いざいざのときに対応ができないということでありましたので、
今後の状況になると思います。

それで民生常任委員会を出していただいた資料、去年の実態報告ということもいただいております。この中で使われなかった方もあったりとかということもありますが、民生常任委員会
でいただいた資料は全部閲覧のところでとじてあると思いますので、詳しいどこがどうであったとい
うことにつきましては、またごらんになっていただければいいと思います。

それで、原油高騰については無理かもしれないけども町独自でというようなことにつきましては
は、この件については中では検討ということではなくて、そういうふうなほかのこともあったら
いいなというような雑談では出ましたけれども、これに対してのきちっとした方向づけというこ
とはしておりません。執行部の方にとということでございますが、この件に関しましては灯油の件
でございますので、委員会はこのように報告させていただきます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 同じことを聞きますけども、町民生活課長が補足の答弁をされる
ような気がしますので、再度、委員長は議長を介して執行部より答弁を求めたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ただいま民生常任委員長が報告され
ましたので、以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 金額的にはほんのわずかなんですけども、ちょっとわかりません
ので教えてください。15ページの徴税费の中で、節は19節ですけども負担金補助及び交付金
で地方電子化協議会分担金というぐあいに、その下がまた会費となっておりますね。これ1万8,0
00円ですけども、地方というのはどこら辺の範疇になるのかということがわかりませんので。
以前こんなあったかなと思って初めてだないかと思うんですが、このことをお聞きします。

それから今度ずっと飛んで20ページの農業費、13節、委託料でそれぞれトレセンだとかえぶろんとかめぐみ、大豆ありますね。それで周辺環境整備の委託料ということで上がってますけども、これはそれぞれのところは違うんでしょうか。あるいは同じところでしょうか。その先はどこを予定されているのかということ、この2点をお聞きしますがいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。ただいまの質疑に対して答えてまいります。

これは、このたび新しくコンビニ収納システムを導入されたわけでございます。このためにはこの地方電子化協議会というのが加入しなければならないということになつてくるようでございます。そのための分担金と会費ということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） もう2点目は農業問題に関することでございますので、議長を介して経済常任委員長より答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 御答弁いたします。

先ほど御質問になりました経済常任委員会の所管の事柄でございますが、この13節の委託料の中身といいますのは、トレセン周辺並びにえぶろん、めぐみの里、大豆加工所周辺のすべての草刈りの1回分という形で聞いております。説明が不足しておりましたら議長を介しまして……。

○議員（13番 亀尾 共三君） 一言、委託先はどこになりますか。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 済みません、そこまで聞いておりません。申しわけございません……（「その場合は執行部からお願いいたします」と呼ぶ者あり）済みません、今、議員さんの方から質問ございましたので、私ども聞き取りしておりませんので申しわけございませんから、所管の課長の方から御答弁お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。それぞれの委託料の委託先でございますが、シルバー人材センターを検討しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。先ほど委員長答弁の中で地方電子化協議会の分担金、それから会費の関係で誤っておりましたので、ちょっと訂正をいたします。

この地方電子化協議会と申しますのは、13ページにあります委託料の中の公的年金からの住

民税特別徴収対応に係るシステム改修委託料でございますが、この公的年金からの住民税の特別徴収に係りますイーエルタックス。これの先が地方電子化協議会でございます、例えば介護保険料、それから国保税の特別徴収につきましては国保連合会を通して社会保険庁に参りますけれども、地方税の特別徴収はこの地方電子化協議会を通して社会保険庁に行きますので、その関係で地方電子化協議会に入らなければならないということございまして、そのための分担金と会費でございます。先ほどコンビニ収納等、委員長答弁されましたけれども、コンビニ収納の方ではなくて公的年金からの住民税の特別徴収の関係でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁ありがとうございます。そこで今、税務課長から答弁ありましたけれども、分担金が5,000円、協議会の会費が1万3,000円となっておりますけれども、これは固定の金額でしょうか、あるいは住民税の特別徴収がカウント、個数によって単価が決まっているのでしょうか、それとも固定のものでしょうかということもこれも追加で聞きます。よろしくお願います。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議長を介して執行部の方に答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） そこまで詳しく持って上がっておりませんので、ちょっと調べて後で答弁させていただきます。

○議長（石上 良夫君） 採決もありますので、ここでちょっと休憩します。若干休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時12分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。先ほどの御質問でございますが、これは1万3,000円、会費、それから分担金の5,000円、これは一律でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 大変申しわけありませんが、14ページ、企画費について伺いた

いと思います。

国際交流協会の補助金、22万7,000円が減額になっております。これはオハイオ州立大学の学生がことし来れなくなったから減額したということではありますが、来れないから減額、来年度は来るから予算をつけるというようなものではないというふうに思います。当然、国際交流協会と担当課はお話をされておられますが、この事業は今後どういうふうに協会は考えておられるのか、町はどういうふうに対応していこうと考えておられるのか、それぞれについて委員長を介して執行部にお聞きしたいと思います。

それから20ページ、農業施設費であります。これは担当委員会ですので大変申しわけありませんが、総務課長のお考えを聞いておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委託費で8万円計上されております。これはトレセンとえぷろん、めぐみの里、大豆加工所の草刈りの費用が計上されておるわけではありますが、例年は担当課で行っていたということでありました。それが勤務中に草刈りをするのは好ましくないという総務課の指摘があって今回予算をつけていただいたということでもあります。特に仕事が終わった後は暗くなるので、できないので予算をつけていただいたということでもあります。まことにもっともお話ではございますが、しかしちょっと考えてみますと今地域でいろんなことを行っております。地域の維持のために、あるいは予算の有効活用のために地域の住民がボランティア、あるいは奉仕という形でいろんなことをしているわけではありますが、役場の職員が自分たちが使っておる施設、あるいは住民が活用している施設を今までやっていたわけですから、やられて当然だと思います。役場の方は簡単に予算がつかないというふうに感心しております。今地域でやってる草刈りは本当に実費しかいただいていない。例えば混合を3リットルとか5リットルとか買いに来られます。そういうことをかんがみまして余りにも安易に予算が執行されてるのではないかというふうに考えますが、委員長を介しまして総務課長の方、御答弁をぜひお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。1点目でございますが、アメリカのオハイオ州大学の今後どのように考えておるのかということでございますが、一応国際交流協会としては継続したいということでございます。

2点目の農業費の問題でございますが、委託料の……。

○議長（石上 良夫君） 井田議員、マイクちょっと、してください。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 2点目の農業費の件でございますが、これは議長を介

して経済常任委員長より答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 先ほどの秦議員さんからの御質問でございますが、議員さんからも言われましたように、このことについては私ども委員会の方では聞き取りをしておりますので、総務課長の方から御答弁を賜りますよう、議長を介しましてよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長の要望でありますので、執行部からお願いします。

総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。多分総務課長の私の御指名ということは、予算組みの中でこういう予算組みをなぜしたのかという全体のことを聞かれとるんじゃないかというぐあいに思っています。

議員が御指摘されましたとおり、基本的に今こういう施設というものは地域の皆さんや、それから役場の職員も庁舎管理で周りについても時間外にやっております。このえぶろんやめぐみの里等につきましても基本的には時間外に職員がやっております、一部時間内に昨年したところ、やはり地域の皆様から、役場の職員が勤務時間中に草刈りをするのはけしからんという御意見もちょうだいいたしました。そういう意見も踏まえまして、役場の職員が給料をもらいながら勤務時間中に草刈りをするということは条件にもよるかもしれませんが、一般には許されないことだということが今私どもが思ってる範囲でございます。

ところが、先ほど御説明ありましたように、今5時を過ぎますと暗くなるということもありません、産業課の方から環境整備を地域から強く求められてる。しかし、5時以降に暗くなった中で草刈りができる状況ではないという要望がありました。

先ほど言いましたことと相矛盾しますけれども、状況を勘案すればほかに方法はないという判断の中から今回予算をお願いするものでございます。決して今後関連するとかそういうものではありません。ぜひ地域の財産でありますし、利用される方々の財産でございます。そういう中で、ますます皆さんと一緒にこういうものが維持管理できるような状況をつくっていくということが大事だろうというぐあいに思っていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。よくわかったわけですが、必ずしも仕事が終わってからと言われることもないというふうに思います。土曜日がありますし、日曜日あります。職員が勤務中にそういうことをしたらだめだという確かに意見も一理あると思

ますが、しかし私はやってもいいじゃないかなという思いも持っております。土曜日でも日曜日でも地域の皆様はそれぞれ時間をつくって地域のために、あるいは公の施設のボランティアに行っているわけでありますので、もちろん役場の職員も休日にはそういうことをやっておられますので、やっていないというふうなことは言っておりませんが、ぜひそういうことを早朝でも土曜でも日曜でも時間をつくられてやられる。それが一つの地域に行政も一生懸命でやっているというアピールにもなるんじゃないかなというふうに考えてますので、ぜひ一考していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案94号に反対いたします。

反対理由は、1つは総務費の中の委託料の中の、公的年金からの住民税特別徴収対応に係るシステム改修委託料、この問題です。これは国がこの法律をつくって住民税を年金天引きしようとするものでございますが、町長とも何度かこの年金天引きの問題について議論したことがありますけれども、町長自身もこの別の制度である年金制度と税をごっちゃにして国がこのような法律をつくるのはおかしいという主張をされてきたと思っております。私もそういうところでは町長と意見を同じくするものですが、そういう今の国が次から次へと何でも年金天引きをしていくようなこの中身については反対をいたします。

そして2つ目には、先ほど質疑でも言いましたけれども、昨年の油の高騰に対応して住民税非課税世帯に灯油を6缶、皆さんに使っていただくという予算をしたわけです。ことしはその対象者が去年が805世帯あったのをいろいろ規制をつくられて570世帯ですか、こういう対象を狭めてこられました。そして去年6缶使っていたものを、ことしは3缶ということで大変対象者を狭め、それから支給量を狭めてというようなことをされてきました。私は現下の経済情勢のもとで町がちゃんと基準つくれば去年程度に支給することは可能ですよ。それをことしに去年よりも厳しい経済情勢のもとで対象者を狭めて支給量を減らす。こういう後退は反対をいたします。そういう理由を述べまして反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

8 番、青砥日出夫君。

○議員（8 番 青砥日出夫君） 住民税のいわゆるシステム改修ということですが、国の交付税で運営している当町であります。やはり方針に沿って、民主主義でありますので当然南部町だけがやめるというようなことにもなりません。

また、前後しますが、灯油の件を言われましたが、灯油の件に関しましては前は南部町が一番最初にやったと記憶しております。その中で範囲の限定がなかなかできないということで、そういう範囲で行ったと認識しております。その中でやはりいろいろ住民の方から、人が乗れないようなすばらしい車に乗って灯油を買いに来る人が中にはいらっしゃるところからすれば、やはりそこには県下でも南部町が一番よかったというふうに思っております、その補助は。

先ほど言いましたような事例が多々見受けられ、一般住民の方からも私は本当に最低限の生活をしてるし税金も払ってるんだけど、私は対象にならないというような方々もおられました。したがって当町との各近隣とのバランスがなかなかとれなかったという部分から、やはり今回はそういうふうな決定になったと思っております。また当初そういう形で組まれたときには、物すごくことしは雪が降るじゃないかというようなありまして、そういう対策を兼ねております。しかしながら原油の高騰もおさまって変動ですがかなり低くなってきておりまして、当然そういうような現況の中、近隣町村とのバランスをとった補助でいいではないかと思われまます。

また、学校もこの本会議で一般質問されました雑賀議員いらっしゃいます。この一般会計予算には学校の大切な耐震補強の予算が入っております。それと他のことと比べてどちらが優先かというような優先順位をつけられるものではありませんが、一般的に見てしっかりと学校の耐震、また改修について雑賀議員の方が質問をされました。また、それについて順次やっていくという答弁をいただいて納得をされました。それについて同僚議員である植田議員の方が反対をするというのは非常に矛盾をしているというふうに思われまます。

したがって、この一般会計補正予算につきましては、94号につきましては賛成すべきということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はこの議案第94号に、一般会計補正ですね。これについて反対するものであります。

先ほど賛成討論の中で非常に誤解めいた討論があったんじゃないかと思うんです。一つは非常に高級な車と言われたですかね、方が買いに来られたということでどうもそれおかしいんじゃないかというようなぐあいにはニュアンスをとられたではないかと思うんですよ。しかし、昨年も私

の知ってる方で、自分では高齢で夫婦で暮らしてるのでなかなか買いに行けないということ。つまり配達ということを頼めばいいんだけど、買いに行こうと、券をもらったんだからと。なかなか直接買いに行けないので、ほかの人に頼んだというぐあいと言われてるわけなんです。

ことはもっと狭められております。民生常任委員会で見られたのは、去年は非課税世帯すべてだったんです。ことは第1段階で非課税世帯にももちろん限定されますけども、その中に障害者の方だとかそういう方が含まれてる。そうすると今回はもっとそういう状況が起こるではないかと思うんです。そういうことになれば、せっかくこういう券を発行されても非常に白い目で見られるというか、変な目で見られたら使い道がなくなるという状況なんですよ。

経済情勢はどうかということ先ほど植田議員も指摘しましたように、一層昨年と比べれば確かに今の灯油の単価というのは昨年と比べれば低くなってるかもしれないが、しかし一般の暮らしの中では生活関連には昨年とは比べてはかなり上がってるんですよ。だから、せめて灯油の部分だけでも下がってるとはいえ、それについてでも支援をしようということをやはりやるべきであって、つけ加えますと昨年と同等の範囲内で量を要求すべきだということを理由に、私もこの議案に反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回の一般会計補正予算の大きな特徴というか目玉は、今、青砥議員が言われましたように会見小学校の体育館の耐震補強工事、6,650万円入ってます。これが一番の大きな補正の目玉でございます。今るる反対意見言われましたが、問題になっているのはやっぱり今、民生所管で言われました福祉灯油の件でございます。言われましたが、これはあくまでもこの灯油は原油高騰対策の灯油の問題でございます。今確かに植田議員も亀尾議員も言われましたように、現下の経営状況見ましたならば大変厳しい状態にあるのは事実でございます。それとこの灯油対策との原油……（サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

○議員（9番 細田 元教君） この原油高騰対策に対する予算でございます。今本当に確かに経済状況は悪くてこれに対して灯油を配ったらということですが、そういうことになれば灯油ばかりの問題じゃなくなります。あくまでもこの予算は原油高騰対策の予算でございます。それならば別なことを考えなきゃいけないやになってくると思います。私もこの説明を受けたときにはぜひとも非課税世帯にも何か手だて、灯油でも配ったらええと思いますけどもって言いましたけども、これはそうなれば経済状態がみんなが悪いので、一つは原油対策かもしれませんが、そればかりの問題だないような気がいたしました。だから何でもかんでもということなっちゃいま

すので、これは一つのけじめをつけにゃいけん。一つのこの予算の組み立てを見ましたら確かに6缶から3缶になりました。今原油高騰、今、秦議員に聞きましたら1つの缶が1,000何ぼに今なっているそうでございます。あの当時は1,800円か2,000円近くでしたね、この原油高騰のときは。そのぐらい下がっております。また今回しぼめたと言われますけど、この中で非課税世帯の中で一番まだ困ってる方、特に生活保護世帯とか、独居の高齢者世帯とか、障害者、障害児を持っている家庭とかいろいろ本当に困っている方に限定された、我が南部町でも一番困っているところに光を当てられたこの原油高騰対策になっております。ということで今現状等はこれをされるならば、本来ならば植田議員が言いましたように、現下の経済状況を考えられるならば原油高騰対策よりもまだほかの施策が必要かなと思いますけども、これはこれで原油高騰対策で本当に困ったところに光を当てる施策になっておりますので、これに関しては賛成いたします。

一番目玉はやっぱり今回の補正で会見小学校の耐震補強をやるという大きな予算ということを確認していただきたいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第95号

○議長（石上 良夫君） 日程第12、議案第95号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長でございます。議案第95号は、民生常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決まりましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論を省略して採決入ります。

これより、95号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第96号

○議長（石上 良夫君） 日程第13、議案第96号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第96号は、経済常任委員会をもって審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第96号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第97号

○議長（石上 良夫君） 日程第14、議案第97号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 9 7 号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑ありませんか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 申しわけありません、1点だけ。以前に聞いていたらよかったんですけど、4 ページで積立金に 1 1 万 5, 0 0 0 円ということになってますね、それで基金の総額は現在のところ幾らでしょうか。そのことだけ教えていただけませんか。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 聞き取りによりますと基金残高 6, 3 0 0 万ということに聞いております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑終わります。

討論もないと思いますので、省略して採決に入ります。

これより、議案第 9 7 号、平成 2 0 年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 9 8 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 5、議案第 9 8 号、平成 2 0 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。議案第 9 8 号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第98号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第99号

○議長（石上 良夫君） 日程第16、議案第99号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第99号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第99号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第100号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、議案第100号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員会委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第100号は、民生常任委員会をもって審査の結果、可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第100号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第101号

○議長（石上 良夫君） 日程第18、議案第101号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第101号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則77条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、議案第101号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 陳情第 14 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 19、陳情第 14 号、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める陳情を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。陳情第 14 号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定したから、会議規則 77 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 今回のこの陳情書は、国土交通省全建設労働組合日野川支部というところから出されておまして、国の管理する河川とその河川管理をする事務所を安全に運営していくために、事務所、出張所の存続を求めるという内容ですけれども、私は最近の異常気象、集中豪雨、こういうことが大変問題になっておまして、治山治水というような観点から考えるとこの陳情は大変意味のあるものだというふうに考えるわけですが、委員会でこれを不採択にされました理由を、審議の内容を御報告をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。今御質問いただきましたことについて、先ほどの報告のように委員会につきましてはいろいろ意見ございました。特に賛成されました方の中でまだまだこれからの、先ほどの植田議員がおっしゃられるような分もございまして、そういう事柄のためにも本来はこの機関は存続すべきではないだろうかと一部の方から意見が出ましたが、大方の委員会の意見の中で、これは現在、第 2 次勧告向けに議論されている国の出先機関の見直しは、国と地方の二重行政を解消し、国、地方を通じた行政の簡素化に資するものであり、第 2 次地方分権改革によって最も重要なテーマの一つであります。また、真の地方分権改革を推進、また国が国本来の役割に専念するためにも権限移譲と財源措置を一体的に行うことを前提として、地方への移譲の方向で大胆に進めること等々につきまして、不採択とすると

いう皆さんの意見が多数でございましたため、これを不採択としたものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今の説明にもわかるように、国が進める地方分権という名をかりた国の責任を狭めていくという流れの中から起こってる問題だと思うんですけども、そのような国の今の進められている行政改革という問題意識から見て、そのような議論は委員会ではされなかったのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 申しわけございません。委員会でそこまでは詰めておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は陳情第14号をぜひこれは採択して、そして意見書を上げる、このことをやるべきだという立場から討論いたします。

先ほど質疑の中で植田議員も申しましたが、今のこの異常気象、予期せぬところで今まで実績というか過去になかったようなところで集中豪雨が起って、大変な大きな被害が発生しております。至るところ、予期せんところで。そのためにこのたびも法勝寺川の場所からいいますと、境と大袋の境のあのところですね、あそこにも集中豪雨があった場合にはあそこにポンプを持って行って、自動車でだと思んですけど、そこでくみ上げるような、そういうような手だてもやってるんですよ。

確かに国の今のやり方の行財政改革で、本当にむだな部分はやっぱり削るのは、これはもう大変結構なことだと思うんですよ。そして削った分を今、福祉、医療がどんどん切り捨てられたところに回す。これは正常な国のやり方の、政治のあり方だと思うんですよ。しかし、そのような今の異常気象の中で思わぬところで災害が起こってるような中で、やはりこの日野川の出張所ですか、ここで本当に管理をしていくということがいかに大切ではなからうかというぐあいになってるんです。

よく何にもなかったら何だと、むだだないかというようなことがあるんですよ。だって消防の施設だってそういうこと、火事がなかったら確かに必要ないんです。もちろん査察がありますけ

どもね、事前の。だけれども備えあれば憂いなしということはよく小泉氏も言いましたけど、本当に予期せぬこと、天災というのはいつ起こるかわかりません。そういう中で管理はしっかりとやっていくということはいかに必要であるかということ、やはり理解すべきではないかと思うんですよ。

最後にここに陳情内容が1、2、3個とあります。この中で具体的に書かれております国民の生命と財産を守るため公共事業を維持する。そして地方整備局の廃止を行わないで日野川河川事務所及び出先の出張所、菅沢ダム管理出張所を存続させること。それから2つ目に、迅速に対応するということ。それから3つ目に、国民の安全安心につながる社会資本の整備、これには地方に移譲することなく、国の責任でやっぱりきちんと責任を持つこと、国の政治としてということなんですよ。

特にこういう国が管理します河川だとか国道もそうなんです、権限移譲だといって安易に投げ出してそこで役所を縮小していくこと、このことには大変不安を覚えるわけなんです。米子の測候所もそういうことで廃止されましたけども、機器がよくなったということの理由がありますけども、しかしその地方、その土地にやっぱり根づいたそういう管理体制というものは、地球的規模でいいますと津波が起こったりそういうことがありますので、そういう中で集中豪雨に備えていくということは、ぜひ地元の安全安心を守るための皆さんの声を代弁して国に要請するということは非常に大切なことであるということ、私を思うわけです。

そういう中でぜひこれは採択して、意見書を上げようではありませんか。そのことを討論いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） この陳情に反対するものであります。

この陳情は陳情内容を3つの点から成り立っています。特に問題があるのは、この3番目が一番この陳情者は力説したい点だろうというふうに私は思います。

確かに陳情理由につきましては多々もっともな部分というのがあるわけではありますが、しかしながら公共事業系の国の出先機関は巨大公共事業の実施部隊として、多くの問題が指摘されているのは事実であります。その原因として、予算は約10兆円に達する巨大さに加え、国の監視から遠く、自治体からも隔絶された組織であるというふうに指摘されています。この出先機関を解体して、地方自治体にゆだねるのは当然であり、そうすれば受益と負担の関係も明確になります。今回まとまった地方分権改革推進委員会の第1次勧告案もこの点を指摘しています。8府省15

機関の約2割を地方に移譲、国土交通省地方整備局など8機関の統合、1機関の廃止を明記、事務の地方移譲に伴い、職員約1万人を出先機関から地方に移し、将来的に合計3万5,000人程度の削減を目指すものであります。改革なくして成長なし、少し古くなったフレーズであります。しかし猛烈な官の抵抗の前に改革が単なる看板のつけかえに終わるのではという指摘もあります。

この陳情は、形をかえて組織の温存を目的とする一面を持っております。共産党議員団の方々には公共投資のむだを特に指摘されております。一緒になってこの陳情に反対しようではありませんか。私は、この陳情に反対いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第14号、安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択することに決しました。

日程第20 陳情第15号

○議長（石上 良夫君） 日程第20、陳情第15号、2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員会委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長です。陳情第15号は、総務常任委員会をもって審査の結果、採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、陳情第15号、2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 2 1 陳情第 1 6 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 1、陳情第 1 6 号、食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する陳情書を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員会委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長。陳情第 1 6 号は、経済常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

これより、陳情第 1 6 号、食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する陳情書を採決いたします。

委員長の報告は、採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

これをもって午前中の審議を終わり、休憩に入ります。

午後は 1 時から再開いたしますので、御参集ください。

午後 0 時 0 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第 2 2 発議案第 1 9 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 2、発議案第 1 9 号、2 0 0 9 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者である井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君）

発議案第 1 9 号

2009年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日提出

提出者 南部町議会議員 井 田 章 雄

賛成者 同 板 井 隆

同 青 砥 日出夫

同 植 田 均

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

意見書につきましては、議席に別紙配付しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第 1 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 発議案第 2 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 3、発議案第 2 0 号、食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する意見書を議題といたします。

提案者である赤井廣昇君から提案理由の説明を求めます。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案の発議案第20号につきまして、食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、酪農、畜産危機に関する意見書の提出についてでございますが、別紙添付のとおりでございます。議員の皆様のお手元に配付させていただいたとおりでございます。（「このかがみを読まないけんわ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうも失礼いたしました。

発議案第20号

食料自給率向上、地域農畜産業の確立稲作、
酪農、畜産危機に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月16日提出

提出者	南部町議会議員	赤井 廣昇
賛成者	同	雑賀 敏之
	同	秦 伊知郎
	同	足立 喜義

南部町議会議長 石上 良夫 様

以上でございます。（発言する者あり）済みません。別紙添付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 発議案第21号

○議長（石上 良夫君） 日程第24、発議案第21号、選挙事務問題調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君）

発議案第21号

選挙事務問題調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月16日提出

提出者	南部町議会議員	青 砥 日出夫
賛成者	同	井 田 章 雄
	同	杉 谷 早 苗
	同	赤 井 廣 昇

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

以上です。（「別紙」と呼ぶ者あり）

なお、別紙につきまして、読ませさせていただきますと……（「別紙は読まん」「読みたきゃ読め」と呼ぶ者あり）読みます。

別紙

選挙事務問題調査特別委員会の設置について

本議会は、平成20年10月19日執行の南部町長、町議会議員選挙に関する選挙事務を調査

するため、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、選挙事務問題調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ次の調査を行う。

1. 調査事項

選挙管理委員会における選挙事務の調査

2. 委員の定数

11名

以上です。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之です。今回の提案されました選挙事務所問題調査特別委員会の設置についてでございますけども、これについて質問いたします。

調査事項として、選挙管理委員会における選挙事務の調査ということになっております。考えまして、このものが設置される経緯でございますけども、調査事項、その2番目に、委員の定数11名ということになっております。これについても委員の定数についても質問しておきたいと思っておりますけども、なぜ11名なのかということでございます。

全協でいろいろ問題を提起されておりました、11名になったことも聞いておりますけども、私は、このことについて、後援会ニュースが選挙違反のおそれがあるということで警告文が出たということにつきまして、後援会ニュースは、雑賀後援会ニュースは、後援会ニュースを各戸に後援会ニュースを読んでもらうということによって回っております。後援会を回っております。そこで、後援会ニュースはだめだということで断られたところにはもちろん入れておりません。それで、警告文の中で……（「それは委員会でええがん」「何だ、質問しとらん」と呼ぶ者あり）ええですがん、質問ですよ。（「じゃ、質問せえや、早いこと、きちっと、中身だがん」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 質問してください。質疑をしてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） もしその中で、なぜこれをするかということをお聞きいただければならないというぐあいに思っております。基本的にこの議会でこれを設置してする意味がどこにあるのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 先ほど定数に関しまして質問がございました。定数につきまして

は、11名ということになっております。公平公正な立場からということで、いわゆる一般質問を表に出された2名の方と議長ということになっております。きのう事務局の方からも一応説明をしていただきましたが、そういうことで11名という定員にしました。

次に、そのどういうことで設置をされるのかということですが、それはその目的に関して問っておられるというふうに思います。

まず、1番目に、選挙という議員に直接関係している選挙事務について、公平公正な立場から議会が調査特別委員会を設置して、事実、実態を調査することを目的とするということ、まず1点。先ほど雑賀議員が言われましたが、私は配っていない、配っているについても、そういう中でいわゆる中立的立場といいますか、利害関係といいますか、そういうふうでない立場からそういうことをたんと調査をするということでございます。ですから、決して選挙違反ありきではないということでございます。

次に、事実経過はどうか、実態はどうか、そして法的根拠はどうかについて調査をいたします。

また、議会の責任である関係機関、関係者から経緯や意見等をいただき、調査し、町民に報告をすることが目的でございます。その目的については、当該議員も異論はないというふうに思います。

では、なぜ調査委員会を設置するのかということでございます。今定例会の一般質問で、選挙管理委員会に対し、去る10月19日執行された町長、町議会議員選挙において選挙管理委員会が下した選挙違反の警告などの一連の対応につきまして、3名の議員から一般質問がございました。そのやりとりは全く議論のすれ違いで、選挙を経験した我々議員も、経過はどうか、事実はどうなのか、公職選挙法ではどうかのかわからないままでございます。また、この模様を中継した3チャンネルを視聴した町民の方からも疑問や不信の声も上がっています。また、選挙を公正に執行管理することを任とする選挙委員会の論拠と候補者がした選挙活動の言い分がどうか、全く意見がすれ違っていることが判明したわけです。議会として、やはりそれは見過ごせないという部分が大きくあります。何もしないで放置することは、町民の方々の信頼を欠くこと、ひいては議会での責務を果たさないという部分になってくるというふうに思われます。事実経過について、議会が選挙事務について調査特別委員会を設置して調査することを提起するものであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 今、再質問があるかなと思ってちょっと手を挙げることをちゅうちょしてしまいましたので、よろしくお願いします。

今回のこの問題は、一般質問で意見が食い違う、そういう問題なんですよ。それで、この委員会を設置することによって一定の結論を出すということがどういうことかということが問われなければなりません。今回、選挙管理委員会がされた処分については、私たちはいろんな町民の方々からいろんな声を聞いています。それで、選管の処分は、文書配布に特化して、その問題だけを一方的に問題にされていますけれども、私は、いろんな問題があるんですよ。公務員の地位利用の問題でいろいろ町民の皆さんから声を聞いています。そういう、私たちは選挙を告発したりするような立場でやっていませんから言っていないけれども、選挙にはそういういろんな問題があったと思いますよ。それを全部調査するんですか。

それで、私は大変な問題だと思うんですよ。ここで委員会でどんだけの調査をされるか知りませんが、ここで法律にのっとってきちんとしたなんぞということがはっきりできるような問題でないんですよ。といいますのは、よく、今回、情報公開の問題で住民訴訟が起きました。町は、町の言い分は……（発言する者あり）いいえ……（発言する者あり）しています。委員会設置の目的の問題です。町がやっていることは、当局としては正しいつもりでやっておられるかもしれないけれども、それが絶対ということはないわけです。それが今回の問題ではっきりしました。

今回、その選挙管理委員会の処分について、私たちは意見を持っています。それを議会が、議会の多数で結論はこうだと。限りなく選挙違反に近いなどというようなことを……（発言する者あり）ですから、そういうことをすることは、議会の自殺行為です。町民のいろんな意見を代弁するのが議員の役割です。いろんな意見がぶつかり合うわけです。そういうことがある、そういう議会……（「おまえの意見ばかりだがな、質疑せや」と呼ぶ者あり）質疑です。だから、このような委員会を設置することの是非を、私はあり得ないということを言っているわけですが、それに対して、先ほどから説明されている、町民に報告することが目的だ、このことに委員会で結論を出して住民の皆さんに報告するようなことをやるのが間違いだということ言うんですよ。（発言する者あり）それに対して、私はそういう意見を……（発言する者あり）なので、こういう……。

○議長（石上 良夫君） 簡潔に質疑を行ってください。

○議員（4 番 植田 均君） こういう問題について、町民に、委員会で結論を出せるような問

題ではないと私は言うわけですが、委員長にその点の見解を求めたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） さっぱりわかりませんが、質問が。先ほど答えましたように、目的は1つではありません。そうでしたね。目的は1つではありません。事実、実態を調査すること、法的根拠についてはどうか、町民に報告すること。そういうことですよ。

それから、意義について言わせていただきますと、目的の一つとも言えませんが、事実を調査し事実を町民に知らせることは、やはり町民の信託にこたえ、町民の疑問に答えることでもあるということです。やはりそれが議会としての使命であり責務であると考え、よって、調査委員会を設置するというところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、先ほど雑賀議員も言われましたけれども、警告をされたということについて、大変、事実認定が、大変な問題なんです。丸山選管委員長のところに文書が配られた、それから三崎の稲田さんのところに配られたということ、警告を持ってこられた雑賀さんの事務所の方が、そのときにこの2の方がそういうことを言ってこられたために……

（発言する者あり）警告文を出した……（発言する者あり）違うんですよ。（「委員会の設置とは関係ないがな」と呼ぶ者あり）違います。いいですか、そういうね……（「それはあなたの意見だ」と呼ぶ者あり）いいえ、本当にね、極端な行動をされているんですよ。十分に調査しないで。

それと、15日に配られたビラに対して、次の16日に即刻対応され……。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君に申し上げます。討論をやめて質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） 質疑なんです。委員会を設置する、そういうことを言わなければね、委員会を設置する意味について言えないからなんです。いいですか、選挙管理委員会は本当に極端な行動に出ているんですよ、事実関係から見てね。それで、私たちは相手を特定して配っているということを言っているのに、それを全然聞こうとしないんですよ。相手を特定して配っている、それを見てもみようとせず、配った配ったと。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君、討論で行ってください。質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） いいえ、これを言わなければ、委員会の設置の……。

○議長（石上 良夫君） 質疑をとめますよ。簡潔に言ってください。

○議員（4番 植田 均君） ですからね、選挙管理委員会の処分というのは、今回やられた処分というのは、大変事実認定で問題が大いにあるんですよ。（「それを調査するんだ」と呼ぶ者

あり) 違います。ですからね、今回の選挙のすべてを調査するんですか。私たちがそうしますと告発合戦になりますよ。そんなことをする、それが今の議会に求められていることですか。私は、この問題は……(「簡単に言え」と呼ぶ者あり) この問題は、議会が委員会つくって結論を出すような問題じゃない。(発言する者あり) 出すような問題じゃないということをおね。

それで、今私たちがやらなければならないのは……(発言する者あり) やらなければならないのは、今の新しい2期目の南部町に、これから住民の皆さんの福祉の向上や、今の……(「質疑じゃない」と呼ぶ者あり) 今の住民から求められているいろんな課題、これに対応していくことが一番大事な問題です。結論出せないんですよ、これは。出すような問題じゃないということをおね、私は委員長に再度この設置をすることが適当でないと考えるけれども、再度委員長の見解を求めます。

○議長(石上 良夫君) 8番、青砥日出夫君。

○議員(8番 青砥日出夫君) 先ほど申し述べたとおりでございます。

○議長(石上 良夫君) ほかに質疑はありませんか。

2番、仲田司朗君。

○議員(2番 仲田 司朗君) 失礼します。私は、このたび初めて議席を与えていただいて、この場に立たせていただいております。この質問なり一般質問等でいろいろ話を聞く中で、選挙違反の話もございました。私はそんなことをしていないのというようなことで、実際にこの選挙違反というものというよりは、町の選管に対するいろんな問題点ということが御指摘がございました。私は、そういうことを町民の皆さん方に、公明正大な選挙をしていると私は思っております。そのためには、こういういろんなすれ違いの話もございませけれども、選挙違反はしない、させない、そういうために南部町議会はこういうことをやっています、そのためにはこれからお互いに切磋琢磨して勉強していきましょうというのが私はこれからの南部町議会のあり方ではないかと思っております。その中で、町の選管のいろんな問題点があるということであれば、お互いにいろいろ共有しながら、何が問題だったのか、じゃ、どうしたらいいのかということをお互いにいろいろ論議することが私は必要ではないかと思っております、こういう特別委員会を設置することは必要ではないかと思っております。最終的な結論は、選挙違反はしない、させない、それが私は結論ではないかと思っております。そして、お互いに頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長(石上 良夫君) ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員(13番 亀尾 共三君) 委員長にお聞きします。

1つ、まず最初に、これは調査の目的は、この委員会の目的は何かといえば、議会で事実を確認して、そしてそれを住民に知らせて、そして議会の信頼を得ること。このためにこの調査が必要だということを言われたんですね。

そこで聞くんですが、まず委員の定数、前後しますけど、委員の定数が11名、こう提案されておりますね。じゃ、3名はなぜ除くのかということの説明がありましたけれども、一つは、議長はのくと。あと2人は植田議員と雑賀議員だということなんですね。何でそんなことをされるのかということなんです。

つまり、今度の選挙で、自分たちの思いをいろんな方法で、後援会ニュースを内部資料で確認の上に配られた。そして、政治活動として、今の町のあり方についてチラシを配られたこと。このことで非常に混乱させたようなとらえ方をされていますが、しかし、有権者の中からはこういう声を私は聞いております。選挙は今回は14の定数の中15人の方が立候補されました。それをどの方を支持、そして投票するのは一定の資料がないと選択ができません。選挙公報があるけれども、それ以上にやはり細かく知ることは非常に参考になると。だから、当然そういうものを見させてもらうのは当たり前だということ。笑っておられますけどね、これは町民の声ですよ。それで、そういう中で、選択肢に非常に役立ったということ。それで、議会の中継を見られた後で、議会の中継の後、見られた方に、あの状況は何だと。何で住民に知らせることがいけないんだということなんですよ。それで、もっと言われたのは、本当に違反するんなら検挙されておって当然だろうが、それがいないということは法は犯してないことではないかということ言われているんですよ。だから、そういう中でやはりやっていく。つまり、2人を除かれるのはなぜ、もう一度説明をいただきたいということがまず一つであります。

それから、2つ目。2つ目は、2人に限ってのくということとは、2人を中心にやるということでしょうか。事実関係を見るということなら、全議員の事前に政治活動をやられたこと、それから公示後、投票まで、いわゆる5日間かな、その選挙期間中にどういうことをやられたのか1人ずつ検証していくべきではないでしょうか。議員はもちろん、町長選挙についても同じ扱い、これをやるのが当然だと思うんですよ。そういうことで、どうなんでしょうかということ。

それともう1点。これも特別委員会のもとになるいいですか、根拠になるのは、きのう、昨日の全協の中で話されたことは、議会基本条例、この条例を読み取る中でもこれは必要でないだろうかということがありました。このことについてもお聞きするんです。以上3点にまずお答えいただきたい。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 最後、議会基本条例の部分について、ちょっともう一度お願いします。

○議員（13番 亀尾 共三君） いいですか、議長。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） この調査の目的の部分で、そのいわゆる3名の議員を、目的ではなくて、3名の議員をのけたのはなぜかということでございますが、先ほど述べましたように、この調査委員会は、先ほどは言っていませんか、前回、きのうですか、言っておりますように、2名の方が一般質問されたところからいわゆる端を発しているわけでございます、その2名の方を除くというのは、いわゆる事実のみを調査をするということに限定します。思いは関係ないわけです。だから、聞き取り等をやるときに、先ほどいろいろと思いを亀尾議員が言われましたが、調査委員会ではその思いまでには至りません。それはいろいろありますんで。やはり調査する案件は事実でございます。それを法と照らし合わせてどうなのか、これはモラルからちょっと外れるんじゃないか、法律からちょっとずれるんじゃないかというところの検証部分でございます。それによってその人を告発するところまでは、私どものその特別委員会という委員会では権限はございません。繰り返しになりますが、事実の調査を行うということでございます。

それと、あり方ですか、議会のあり方については、何をひっかけとんなるのか主語がよくわかりませんが、いわゆる全議員に値するんじゃないかというところでございますが、そこら辺は話の中で出ればそういう調査もあってしかるべきじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、委員長から答弁いただきました。私は、一般質問をされたということで、その中で、どういう意味でね、というのは結論からすると、私が受けるのは、一般質問したらそれは事実関係を全部これからやるのかということをやり返せばなると思うんですよ。それは、そんなことをすると、一般質問にブレーキをかけるのかということになってきますよ。

それからもう一つ、先ほど言われた、場合によってはほかの議員もやるということなんですが、

もう一度確認は答弁でいただきたいんですが、町長選挙についてもやられるのかということもつけ加えておきます。答弁欲しいということ。

その中で、私の耳に入ってきたのは……（発言する者あり）私の耳に入ってきたのは、いろんな事実があるんで、植田議員、雑賀議員に限らず、いろんな声が入ってきております。そういう中も全部やはり明らかにされていくのか。それで、2人をのけたということになると、事実確認のために、この特別委員会をもし設置されたらですよ、招致して質問というか、事実を確認されるのか。いわゆる喚問とまで言いませんけど、証言を求めるのかということも含めておられるんでしょうかということ。それはどうなんですかということ。

今来、いろいろ聞きますと、そこにおられますけど、坂本町長、候補のときにですよ、後援会の集まりの、選挙中ですよ、後援会の集まりがあるのでビラをもらったとか……（発言する者あり）そういうこともあったんだよ。ということは、全部ひっくるめてやられるのかということ、事細かく、ということについて。

それで、もう一つは、結論が出た場合、結論を採決によって求めるのかどうなのかということね。これをもし採決によって議員の多数で決めるということになれば、これは特別委員会の範疇を超えたものであると指摘するんですけども、以上の点について答弁を求めます。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 言われました、各議員についてもとか、町長についてもとかいう話がありました。それはその話の中で、調査委員会の中でやることでありまして、今どうなるということは言えませんが、及ぶかもしれませんし、及ばないかもしれません。それは委員会でのいわゆる話の中で、事実関係を確認する中でいろいろ明らかになってくるところではないかなというふうに思います。

それと、何でしたかいな。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 小さなことについても聞くのかと、招致をして聞くのかということですが、招致というよりも、いわゆるそういう場がなければ、やはり一方的になるでしょうか

ら、お聞きしたいですがいかがでしょうかという話になるというふうに思います。

それと、委員会の決定でどういうふうになるかという問いですけども、委員会の決定で多数決で結論を出すと。それはどういう結論なのかよくわかりませんが、言われていることが。目的のところ、そういうところは目的に入っておりません。いわゆる罰を加えるとか、どうのこうのするという、それによって懲罰委員会にかけるとか、そういう委員会ではありませんので、そこまでの累は及ばないというふうに思いますし、結論を出すということになれば、その事実関係を町民の方々にきちんとお知らせをすると、それが結論になろうかというふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

7番、赤井廣昇君。（「提案者だ」「おまえはいけんで」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、いろいろ皆さんの質問とか……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。（「議長」と呼ぶ者あり）

何ですか。

○議員（4番 植田 均君） 動議を提出します。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田君、もう一度発言してください。

○議員（4番 植田 均君） 議長の不信任動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 賛成者。（「はい」と呼ぶ者あり）

再度休憩いたします。2時ぐらいまで一応ちょっと休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後2時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

賛成の発言がありますので、動議が成立いたしました。

副議長と交代のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 0 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○副議長（足立 喜義君） 再開をします。

日程第 2 5 議長不信任による動議

○副議長（足立 喜義君） 先ほど動議の提出がありました、議長不信任による動議を議案として日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。

お諮りします。追加日程 2 5 とし、今提出されました、議長不信任による動議を議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。以後、日程番号を繰り下げます。

提案者であります植田均君から提案説明を求めます。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議長不信任案の提案理由の説明をいたします。

この選挙事務問題調査特別委員会の設置については、議長が議会運営委員会に提案されて、それを全協に諮って、今この議題になっています。そういう経過がありまして、事の発端は議長から提案されたことによります。

そして、この選挙管理委員会における選挙事務の調査が調査事項となっていますが、先日の一般質問でも、選挙管理委員会と事務局と、それから私の質問と、大変かみ合いませんでした。これは事実の認定の問題、これが正確に把握されているかどうかというお互いの主張のずれの問題がありますし、それから法律の解釈の問題があります。これはどこまでいっても、調査をしても、見解が一致するようなことにはならないと思います。

それで、今回の選挙管理委員会の事務の調査といいますが、不十分な調査でいいかげんな結論を出せば、余計混乱をするんですね。私は、こういうことを調査するには本当に大変な労

力をかけないと正確な調査できませんよ。それでその上に法律の解釈の問題があります。これを特別委員会が少々の調査をして結論を出すような問題ではありませんし、そういうことをすると人権侵害も起きる可能性があります。

私は、そういうことを提起されて、特別委員会でこのような調査をするような提案をされている議長は、今南部町がやっていかなければならない課題から見て、非常に、お金の問題でも労力の問題でもむだだと言わなければなりません。私は、法律にのっってお互いにやっている、それに私は間違いないわけですがけれども、その辺の主張はどこまでいってもかみ合いません、今の段階ではね。それをある程度調査したからといって、それが解決できるような問題ではありません。これは、選挙の公正さについては選挙管理委員会が今後またきちんとやられればいい問題ではないでしょうか。

私は、選挙管理委員会は、一般質問でも言いましたように、きちんとした対応をしていただきたいということを申し添えますし、それから、このような議会で不十分な調査で結論を出すようなことにしかならない、これははっきりしています。（発言する者あり）はっきりしています。それを、このような提案をされた議長の提案そのものが間違いだし、そのようなことを提案してこられる議長、これを不信任に値する、当然不信任に値する問題だと思います。これが提案理由でございます。

○副議長（足立 喜義君） ただいまの説明に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑はありませんので、ただいまから討論を行います。

反対者の発言を求めます。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議長不信任案の動議に対する反対討論をさせていただきます。

今回の発端は、雑賀議員と植田議員の一般質問にありまして、その植田議員と雑賀議員のいろんな質問、また選挙管理委員長のこの答弁に対して、余りにも甚だしい食い違いがあるということで、議長が町議のため、また町民のため、また議員個々のためにも非常に憂いを感じておられました。このどれが真実か、どれが本当なのか、選挙管理委員長があそこまできちんと言われたにもかかわらず、このお二方の共産党の議員さんは全部ことごとく反対もされ、それは一つも公職選挙法に触れていないとこまで断言されました。こういうことを議長の立場で見られ、これを本当に憂いて、何とかせないけん、そのこと一心で一生懸命やられたこの議長でございます。

この件に関してでも、それを不信任を出すという。今聞いたら、今でもまんだに選挙管理委員会の見識、見解は異なっていると言っておられます。そういうことがあるので、特別委員会を開いて、おのおのの調査をして、おのおのの立場から意見を聞き、それを町民に知らしめる。公正な立場で議事進行をされておられたのは、今の石上議長ではありませんか。それを不信任出すなんてもってのほかだと私は思います。

しゃべればちょっとだんだんとオーバーヒートいたしますので、ここまでにしておきまして、私はこの不信任案については反対いたします。

○副議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 動議の賛成者として、賛成の討論を申し上げます。

この議長の扱いなんですけども、先ほど提案者からありました、事の発端は、選挙事務問題調査特別委員会の設置を自分の方から議運の方で出されて、その議運の中から議運の委員長が今議会へ提案されたという流れなんですね。

この調査特別委員会の目的というのは、調査をして、そして選挙中にあったことを調査して、町民にというか、有権者か、町民に知らせるということなんですけど、この調査のことはこの間の議会のやりとりで十分住民にはわかったと思うんですよ。今さら何を調べるんですか。それは私が先ほどの中で議運の委員長に質問いたしました。小さなことをこれから全部拾い出して、それで改めてやる、こんなことをする必要があるのでしょ。もちろんそれは必要があるということをお認められておられるかもしれませんが、しかし、ここで調査特別委員会やるのであれば、法に照らして完全に瑕疵があったということであれば、何が原因でこうなったのかというのを調査するならわかりますよ。でも、事実を調べて町民に知らせるんなら、先ほど一般質問の中で住民にはわかったんじゃないでしょうか。

だから、そのような、このような設置について提案され、もと出しの議長については、もう議長としてもふさわしくない、このことを私は思って賛成し、この動議に賛成するものであります。

○副議長（足立 喜義君） ほかに。

8番、青砥君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 非常に理解をしておられないようですので、もう一度言います。

小さなことと先ほど言われましたが、小さなことに関しては調査をするとは言っておりません。その中で出れば調査をすると言っただけでございます。非常に自分の都合のいいように言っておられますが、その調査の中で出れば、話が出れば、それも議題になってもしかるべきじゃないで

しょうか。

もう一遍言います。選挙事務問題調査特別委員会の設置の目的とその意義。目的、1、選挙という議員に直接関係している選挙事務について、公平中立な立場で議会が調査特別委員会を設置して、事実、実態を調査することを目的とする。2、決して選挙違反ありきではない。3、事実経過はどうか、実態はどうか、そして法的根拠はどうか等について調査をする。4、議会の責任で、関係機関、関係人から経過や意見等を調査し、町民に報告することが目的であると、これを目的としております。

なぜ、調査特別委員会を設置するのか。今定例会の一般質問で、選挙管理委員会に対し、10月19日執行された町長・町議会選挙において選挙管理委員会が下された選挙違反警告書などの一連の対応について、3名の議員さんから一般質問がありました。そのやりとりは全く議論のすれ違いで、選挙を経験した我々議員としても、経過はどうか、事実はどうか、また公職選挙法ではどうか、わからないまますれ違っております。また、この模様を中継した3チャンネルを視聴した町民からも疑問や不信の声も上がっております。それはどちらも一緒だというふうに思います。選挙を公正に執行管理することを任とする選挙管理委員会の論拠と、候補者がした選挙活動の言い分がどうか、全く意見がすれ違っていた。選挙管理委員会の論拠と、候補者が選挙活動としての言い分ということの中で、すれ違いの意見ということで、それが判明しましたと。議会としてもそれは見過ごせないのも、何もしないで放置することは、やはり町民へ信頼を欠くことになるので、町民へのお知らせをする責任があると。また、事実関係について、経緯について、議会が選挙事務について特別調査委員会を設置して調査をするを提起するということを提案をいたしましたわけでございます。

この目的、また設置する意味が本当に議長の不信任につながるのかと思えば、それは暴挙でしかないというふうに思われるわけです。よって、動議については反対します。

○副議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、追加日程にされました追加日程第25、議長不信任による動議を採決いたします。
日程に追加いたしました動議に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（足立 喜義君） 起立少数であります。よって、本動議は、否決されました。

ここで、議長交代のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開をいたします。

○議長（石上 良夫君） 引き続き、発議案第 2 1 号を審議いたします。

質疑はないと思いますので、討論を省略して、採決に入ります。（「討論があります」と呼ぶ者あり）

それでは、反対討論から。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 先ほどの議長不信任決議案のところでの提案理由の説明の中でも言いましたけれども、選挙事務の実態を調査するというようなことを言っていますけども、この、私、議事録を資料請求して見ました。記録が本当に少ないですよ。

それから、例えばビラの配布の問題にして、どういうことが起こったのかということを実際に検証しようなんていうことは、できることではないですよ、もう過ぎた話でね。できないですよ。それは一方的なことになりますよ。一方的なことになるんですよ。もうはっきりしているんですよ。

このような委員会をつくって調査をする、それで法的な問題を結論を出そうなどと言っていますけどね、これはどこまでいっても意見の分かれるところなんですよ。本当は法解釈すれば、私たちの言っていることが……（発言する者あり）討論ですよ。（発言する者あり）そうですがん、討論ですがん。はっきりしているんですよ。公職選挙法の……（発言する者あり）してないんですよ。ばかだな。そこがわかってない。これはですね、相手を特定している場合には、何を、内容が拘束されないんですね。そういうことをおわかりになっていないんですよ。そういうことを議会で偏った調査をして結論を出す。

このね、中立な立場からの調査といいますけどね、これは中立な立場で調査できるわけないんですよ。中立な立場だっていうんだったら、もうちょっとやり方ありますよ。議会はそういう中立な、政治的にいろんな意見を持った人の集まりなんですよ。これを中立な立場などと言って言えない。それに、まさに選挙の利害関係者ですがん、言ってみれば。そういう当事者が、第三者的な立場で調査をするなどということとはできないんですよ。できるのは、選挙管理委員会みたいなところでやるしかない。そこであいまいな調査をして結論を出すというようなことがあると、

余計町政を混乱させます。

そして、今、議会がやるべきことは、そういうことではないはずですが。先ほども言いましたけれども、住民から負託を受けてこの南部町の将来を考えていかないけません。そのことに全精力を傾けるのが今の議会のありようじゃないでしょうか。

私は、こういう後ろ向きの委員会の設置、それで判定できるのは第三者的なところでしかない。変なことをやると、余計混乱します。変な結論を出されるような委員会の設置は絶対あってはならない、そのように主張して反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 今るるさっき言いましたが、一番最初この議運の委員長がやる目的、設置目的とか意義とか全部言いまして、それ以上なことはございません。けども、この調査特別委員会を開く、開かにかいけん、このように感じたのは、一番の問題は、さっき言いましたように10月19日の一般質問が原因です。公職選挙というのは公職選挙法に基づいてやるのが選挙でございます。この公職選挙法に基づいたいろんな、公職選挙法第何条何項に基づいてこれは違反しておられます、このような警告をたくさんされているにもかかわらず、一切無視してされた方がおられましたので、これはやっぱり町民のためにはっきりしちよいたがええじゃないか、多分結論でいけば罰則とかは一切ありませんけど、真実を町民のためにお教えせなさいけんというのが、この議会の調査特別委員会だと思います。

そういうことで、この今回の調査特別委員会、別に反対することは一つもございません。植田議員や雑賀議員が言われる、自分たちはこういう主張をすることも全部聞き取りいたしまして、それを町民にもお答えもいたしますし、選挙管理委員会からも、南部町の選挙管理委員会がどうもおかしいとなれば、県の選挙管理委員会でも呼んででも、その件きちっとした見識を聞き取るのもこの調査特別委員会でございます。要は、町民に本当のことを、私たちも調べて勉強して、お教えするのが議会の、また議員の役目じゃないかということでございます。

そういうことで、この調査特別委員会は、時を得た、的も射た委員会だと思いますので、賛成いたします。

○議長（石上 良夫君） 13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この発議案に対して反対する立場で討論いたします。

先ほどから、事実関係を調べてということなんですが、植田議員も雑賀議員も一般質問の中で別に事実をねじ曲げては言っておりませんよ。法にどうなのかという考えを言ったまでであって、

選挙事務長がこういうことがありました、ありましたと、これは全部事実でしょう。それで、それに対して、そんなことはチラシを入れていませんとか、そんなことはやっておりませんなんて言っていないよ。ただ、この中で、自分たちがちゃんと確認した上で配ったところが、確認しなかったというような言い方なんですけど、こちらは確認してやっていたというのが事実なんです。そういうずれがあったことは事実です。しかし、そのようなことに対して、先ほど委員長は結論は出すようなことはないと言われますけども、植田議員が先ほども反対討論の中で言ったことは、違反はしていないということ、違反はしていないということでは我々はやっているということが、違反をしていないつもり、という認識はしていないということをやったら、違反している、していると言う。結局は、違反ありきでやるということでしょう。それで、最終的には数の力で、あなた方は違反をしているということで結論を持っていくのが特別委員会のやり方です。

だから、私はそんなことより前に、これは、選挙のことについては議会の範疇に入ることはありません。それよりも議会のやるべきこと、ここに議員必携がありますよ。その中でこういっていますよ。議会は……（発言する者あり）議会は町村長等の執行機関に対してその町村の議事、意思決定機関として存在している。そして、現行地方自治法の建前では、条例予算は議会が決定し、重要な行政執行についてもあらかじめ議会の議決を経ることを前提としているので、町村長が提案した議案に対して可否を証明することが、議会の最も重要な使命であり責務であると、こうちゃんとしているんですよ。

そういう中で、じゃ、振り返ってみるとどうなのか。きょうの指定管理制度の中で、資料をあれだけ出して説明責任を求めても、それをふたをするようなことをやっているんじゃないですか、議会で。このことをきちんとやらずに、このような法律に違反しているのかを判定するなんてとんでもないことだ、こんなことは。

だから、このような特別委員会はやはりやめるべき、このことを主張して、私の討論を終わります。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 3 8 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

発議案第 2 1 号、選挙事務問題調査特別委員会の設置について、採決をいたします。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました選挙事務問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、板井隆君、仲田司朗君、景山浩君、杉谷早苗君、赤井廣昇君、青砥日出夫君、細田元教君、井田章雄君、足立喜義君、秦伊知郎君、亀尾共三君、以上の11名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

先ほどの指名のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後2時40分休憩

午後3時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

ただいま、選挙事務問題調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

選挙事務問題調査特別委員長に足立喜義君、同副委員長に井田章雄君。以上で結果報告を終わります。

日程第26 発議案第22号

○議長（石上 良夫君） 日程第26、発議案第22号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である青砥日出夫君から提案理由の説明を求めます。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君）

発議案第22号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月16日提出

提出者 南部町議会議員 青 砥 日出夫

賛成者 同 井 田 章 雄

同 杉 谷 早 苗

同 赤 井 廣 昇

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

別紙も触れます。

別紙。地方行政調査特別委員会の設置について。本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に次の調査を行うものとする。

記。1、委員会の構成、総務・民生・経済常任委員全員。2、調査事件、（1）地域資源の活用について、北九州の大木町に、アウトソーシングについて、嬉野市ということで、調査事件を記しておりますが、大木町につきましては、農産物、特産品の開発等につきましてもあわせて、連絡がとれてきちんとなれば、2つの項目で調査をしたいというふうに思っております。調査期間は平成21年1月中。経費は予算の範囲内に。6、調査の方法、地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第22号は、原案のとおり可決

されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時05分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長に井田章雄君、同副委員長、杉谷早苗君。

以上で結果報告を終わります。

日程第27 発議案第23号

○議長（石上 良夫君） 日程第27、発議案第23号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である井田章雄君から提案理由の説明を求めます。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。

発議案第23号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月16日提出

提出者 南部町議会議員 井田 章雄

賛成者 同 杉谷 早苗

同 赤井 廣 昇

同 青 砥 日出夫

南部町議会議長 石 上 良 夫 様

調査についてでございますが、議席に別紙のとおり配付しておりますが、先ほど青砥日出夫議員から話もありましたが、調査事項の中で（１）番の地域資源の活用についてでございますが、これは九州の大木町というところでございますが、農業振興の方にも大変力を入れているということで、今調査中でございます。向こうの方の受け入れが可能であるならば、追加して大木町を２つの行政調査をやるということで御了解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 議長発議第 24 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 28、議長発議第 24 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 29 議長発議第 25 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 29、議長発議第 25 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 30 議長発議第 26 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 30、議長発議第 26 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も選挙事務について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 31 議長発議第 27 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 31、議長発議第 27 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。地方行政調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も地方行政調査について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、地方行政調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。（「議長」と呼ぶ者あり）

4 番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 緊急質問をお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後３時１０分休憩

午後３時１２分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議いたしました。

よって、第１０回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして平成２０年第１０回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後３時１３分閉会

議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

ここに、平成２０年第１０回南部町議会１２月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る１２月５日の開会以来、本日までの１２日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できましたことは、議長としてまことに喜びにたえません。

今回提出されました議案は、副町長並びに教育委員の同意人事案件を初め、一般会計、特別会計の各補正予算、各種の条例改正など多数に上りました。このほか、２件の調査特別委員会が設置されたわけではありますが、各位の御精励を望むものであります。

町長を初め執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、深く敬意を表しますとともに、議員各位からの意見なり、要望事項につきましては、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたす次第であります。

１１名の議員より一般質問をちょうだいいただきましたが、その一般質問の中で、平成の合併をめぐる実態と評価について議論がございました。これは、全国町村会が改めて平成の大合併の検

証と評価を行ったものであります。合併によるプラスやマイナス、今後の市町村の課題などの紹介がありました。そこには、地域共同社会を実現するための視点と具体策として、手ざわり感の範囲の確保、地域独自の価値観、市町村内分権の視点が重要だと結論づけています。

一方、我々町村議会に目を転じますと、全国町村議会議長会の町村議会活性化研究会が最終報告としてまとめた「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策～あるべき議会像を求めて～」の序章と最終章にて次のように述べています。

これからの分権時代における町村議会の活性化を考える場合、何よりもまず大事なものは、その議会を運営する個々の議員が、住民から信託された民主的町村政実現において議会が根幹をなすという認識を持ち、その本来果たすべき機能と役割をこなせるだけの資質を養うことにある。だが、全国の町村を襲った市町村合併のあらしで町村の数は1,000をわずかに超えるまでに激減し、またとどまるところを知らない議員定数削減の重圧で、町村議員は活性化どころではないという絶望感に浸っているかもしれない。しかも、合併から生き残った町村のうち半数近くが人口1万人未満で、自治権剝奪の不安を感じており、また全体として地方交付税の年々の減額継続を危惧している。これでは、確かにどこも議会活性化どころではないという気になるとしてもやむを得ないであろう。だが、このような逆境だからこそ、そしてこのような逆境を招いた原因の一端がこれまでの地方議会のあり方にもあることを反省して、それをはねのける活動を開始すべきである。さもないと、せっかくの地方分権時代の到来にもかかわらず、その主役たる地位を確立できずに、ますます追い詰められてしまうことは必定である。町村議会は、これまで、とすれば見受けられた受動的な姿勢を改めて、町村政の中核たることを自覚し、その先頭に立つ気概を持って事に当たらなければならない、と結んでいます。

まさに、我々議会として何よりも大切なことは、議員個々が議会議員として町民各位から信託された議会であるという認識を持ち、町民の負託にきちんとかたえていくことが期待されているといえます。

昨日15日より、年末の交通安全県民運動が始まっています。どうか町民の皆様方におかれましては、交通事故のない穏やかな年末となりますとともに、迎える新しい年がよき年でありますようお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほど質問がございました住民訴訟の件でございますけれども、これは赤井議員さんの御質問にお答えをいたしまして、公開をすると、判決を受け入れるという答弁をいたしておりました。その後、調査委員会の委員さん方に御報告申し上げ、また西部町村情報公開個人情報保護審査会を設置しております西部町村会、また11日には庁議を得まして町としての方針を御了解をいただきまして、本日情報公開を行ったところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会は、12月5日より本日まで12日間にわたって開催となりまして、一般会計補正予算など18議案を御審議をいただきました。お疲れになったことと思っておりますけれども、提案いたしました全議案について御賛同いただき、御承認を賜りまして、まことにありがとうございます。

8日、9日には11名の議員さんから一般質問をいただきました。改選後初めての定例会ということで、議員各位のまちづくりにかける熱い意気込みを感じた次第でございます。しっかりと受けとめ、それぞれに答弁をさせていただきましたが、かみ合わなかった点や答弁の浅かった点は、日常の議員活動の中で何かと御指導、御鞭撻を賜りたいと思います。

特に今議会では、選挙について、選挙管理委員会業務について疑義が出されまして、特別委員会の設置がなされ、調査されることとなりました。問題点を明らかにされ、今後の選挙において公正で明るい選挙に資する成果を出されるように期待をいたしております。

さて、いよいよ年末を迎えますけれども、現在世界同時不況が進行中でありまして、我が南部町においても雇用不安や経済不安が起こっており、町民の暮らしを支える行政として何が必要なのか、何ができるのかということで、早急に対策を講ずる必要があると思っております。国の補正予算や、あるいは県の予算、あるいは来年度の予算編成の動向などを見ながらでございますけれども、現在、緊急雇用対策というものを取りまとめ中でございます。そういうことを見ながら、万全を期してまいりたいと思っておりますので、いつでも随時また御指導を賜りたいとよろしくお願い申し上げます。

慌ただしい年末でございますけれども、どうぞ皆様方には元気でよい年をお迎えになられますように御祈念を申し上げまして、お礼のごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

午後3時25分